

一宮市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度

いつまでも ともに育む “いちのみや”

～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～



令和5年3月
一宮市・一宮市社会福祉協議会

一宮市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画

令和5年3月
一宮市・一宮市社会福祉協議会

市長あいさつ

昨今の日本では、少子高齢化、核家族化が進むとともにライフスタイルの変化、価値観の多様化から地域に対する関心が低下し、地域のつながりが希薄化しています。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により、地域活動が停滞し、住民同士のコミュニケーションにも大きな影響を及ぼしています。

これまで、本市では、「障害」「高齢」「子ども」「生活困窮」といった分野毎の施策を強化してきましたが、高齢者とひきこもりの世帯、ダブルケア、ヤングケアラーなど多機関連携による支援が必要なケースや、地域での見守りが必要な高齢者の孤独死、児童虐待への対応など分野を超えた複合的な課題も増えており、総合的な支援体制や福祉サービスの必要性が高まっています。

このたび、社会福祉協議会と一体になって「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。計画策定過程において、地域の状況や住民の意識を把握し、本市が抱える課題とめざすべき姿を明らかにすることに努めました。

本計画では、制度・分野ごとの枠組みや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく『地域共生社会』の理念を、「いつまでも ともに育む“いちのみや”～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～」と表現しています。

本市に顕在化する様々な地域課題に対応していくため、複雑化・複合化した相談に対応できるよう、中核市移行とともにスタートした福祉部・福祉総合相談室を中心に関係部署が連携し、社会福祉協議会とも協力しながら、重層的支援体制の強化を図っていきます。

今後は、基本理念の実現に向けて、各種施策や取組を積極的に推進してまいりますので、市民の皆さん、関係機関・団体の皆さんのご理解、協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、参画いただきました地域福祉計画策定委員会の皆さんをはじめ、アンケート調査や地区別懇談会、ワークショップなどにご協力いただき、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さん、関係機関・団体の皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

一宮市長 中野 正康



会長あいさつ

近年、地域福祉を取りまく環境が目まぐるしく変化する中、地域で孤立する高齢者や生活困窮、子育てなど生活上の悩みを抱える人は増加しており、個人や世帯が抱える課題は複雑かつ多様化しています。また、自然災害への備えや新たな感染症等への備えも地域の大きな課題の一つとなっています。

このような状況のなか、地域社会全体を支えるためには、市民一人ひとりが担い手となって、相互に助け合う関係性を育みながら、地域における生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現を目指す取り組みが求められています。

この取り組みは、長年、地域福祉を進めてきた社会福祉協議会の活動の延長線上にあるもので、これまでの地域福祉活動の更なる展開を図るため、また、行政と同じ理念や方向性の下で、相互に連携し、地域福祉を推進していく必要性があることから、一宮市と一体になって「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

策定にあたっては、さまざまな分野で活躍されている関係者で構成する策定委員会を設置し、委員の皆さまの熱心な議論を中心に、市民アンケート調査や地域(23連区)ごとに行った地区別懇談会、公募市民によるワークショップ、パブリックコメントを実施し、市民の皆さまのご意見をできるだけ反映することに努め、作業を進めてまいりました。

今後は、『いつまでも ともに育む “いちのみや”～みんながつながり支えあい、地域が織りなす共生社会をめざして～』の基本理念のもと、4つの基本目標（人づくり・環境づくり・しくみづくり・基盤づくり）を達成するため、さまざまな事業を開き、市民の皆さんと共に地域福祉活動を発展させていきたいと考えておりますので、ご支援ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました地域福祉計画策定委員会の皆さんをはじめ、ご協力をいただきました多くの市民の皆さん、関係機関・団体の皆さんに心からお礼を申し上げます。

令和5年3月

一宮市社会福祉協議会 会長 真野 克彦



目 次

第1章 計画の概要	1
1. 一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画について	1
2. 地域福祉とは	4
3. 策定体制	9
第2章 本市の現状	11
1. 統計資料からみる本市の現状	11
2. アンケート調査からみる本市の現状	21
3. 地区別懇談会からみる本市の現状	32
4. ワークショップからみる本市の現状	38
5. 地域福祉における現状と課題のまとめ	42
第3章 計画の基本的な考え方	45
1. 基本理念	45
2. 基本目標	46
3. 計画の体系図	47
第4章 施策の展開	49
1. 地域を支える担い手づくりの推進（人づくり）	49
2. 地域福祉活動の推進（環境づくり）	53
3. 支援が必要な人を支える体制の整備と強化（しくみづくり）	66
4. 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化（基盤づくり）	81
第5章 計画の推進に向けて	91
1. 計画の推進体制	91
2. 計画の推進にあたって	91
資料編	93
1. 計画の策定経過	93
2. 一宮市地域福祉計画策定委員会設置要綱	94
3. 一宮市地域福祉計画策定委員会委員名簿	95
4. 一宮市地域福祉計画推進会議設置要綱	96
5. 地域福祉を取り巻く国の動向	97
6. 用語説明	98

本編中、右肩に「※」を付与している語句は、巻末の資料編における用語説明で詳しく解説しています。

第1章 計画の概要

1. 一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画について

(1) 計画策定の背景

わが国は昭和49年に出生率が2.05を割り込んで以来、少子高齢化の深刻化が懸念されており、平成20年についに人口減少社会に突入しました。目まぐるしく変化する社会の変化から生じる地域課題に加えて、近年新型コロナウィルス感染症の世界的広がりによって従来のつながりを維持することが難しくなってきています。一方で、全国で多発する大規模災害に対応した地域づくりや生活困窮者、ひきこもり、8050問題※、ダブルケア※、ヤングケアラー※問題等、従来の制度では十分に対応できない課題が増え続けており、地域福祉に求められる役割は大きくなってきています。

国においては、このような複雑化・多様化した課題に対して、平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、性別や年齢、障害の有無に関係なく、すべての人があらゆる場において、それぞれの強みを生かして活躍することができる社会の実現をめざして様々な施策を展開しています。また、平成29年に社会福祉法が改正されたことにより、地域福祉計画の策定が努力義務となり、福祉計画における上位計画として位置づけられ、PDCAサイクルを踏まえた進行管理を実施する必要性が示されました。

地域福祉計画では、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して共通して取り組むべき事項を明記することが求められています。さらに、様々な地域生活課題※を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民が互いに支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ることができる「地域共生社会※」の実現に向けた取組を推進することとなります。

このたび策定する「一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）」は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、『地域共生社会の実現に向けた取組の推進』のための「地域福祉計画」と併せて、地域福祉の実践に向けて社会福祉協議会が中心となって推進する「地域福祉活動計画」をともに含むものです。

また、誰一人取り残さない包摂的な社会の実現に向けて、本計画では「重層的支援体制整備事業実施計画」及び「再犯防止推進計画」を包含するものとします。

(2) 法的根拠

本計画は社会福祉法第107条を法的根拠として策定するものであり、高齢者、障害のある人、子ども等を対象とする福祉施策における分野別計画の上位計画として位置づけるものです。また、本計画の目的である地域共生社会を実現するためには同法第106条の3に規定されている包括的な支援体制の整備が必要であり、同法106条の5に規定されている重層的支援体制整備事業実施計画によって、その具体的な手法を構築します。なお、本計画に包含することで一体的に支援体制を図る再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律（以下「再犯防止推進法」という。）第8条第1項を法的根拠として策定します。

◆社会福祉法<第107条>より抜粋◆

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

■包括的な支援体制の整備

◆社会福祉法<第106条の3>より抜粋◆

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等※及び支援関係機関※による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

■重層的支援体制整備事業実施計画

◆社会福祉法<第106条の5>より抜粋◆

市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画(以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

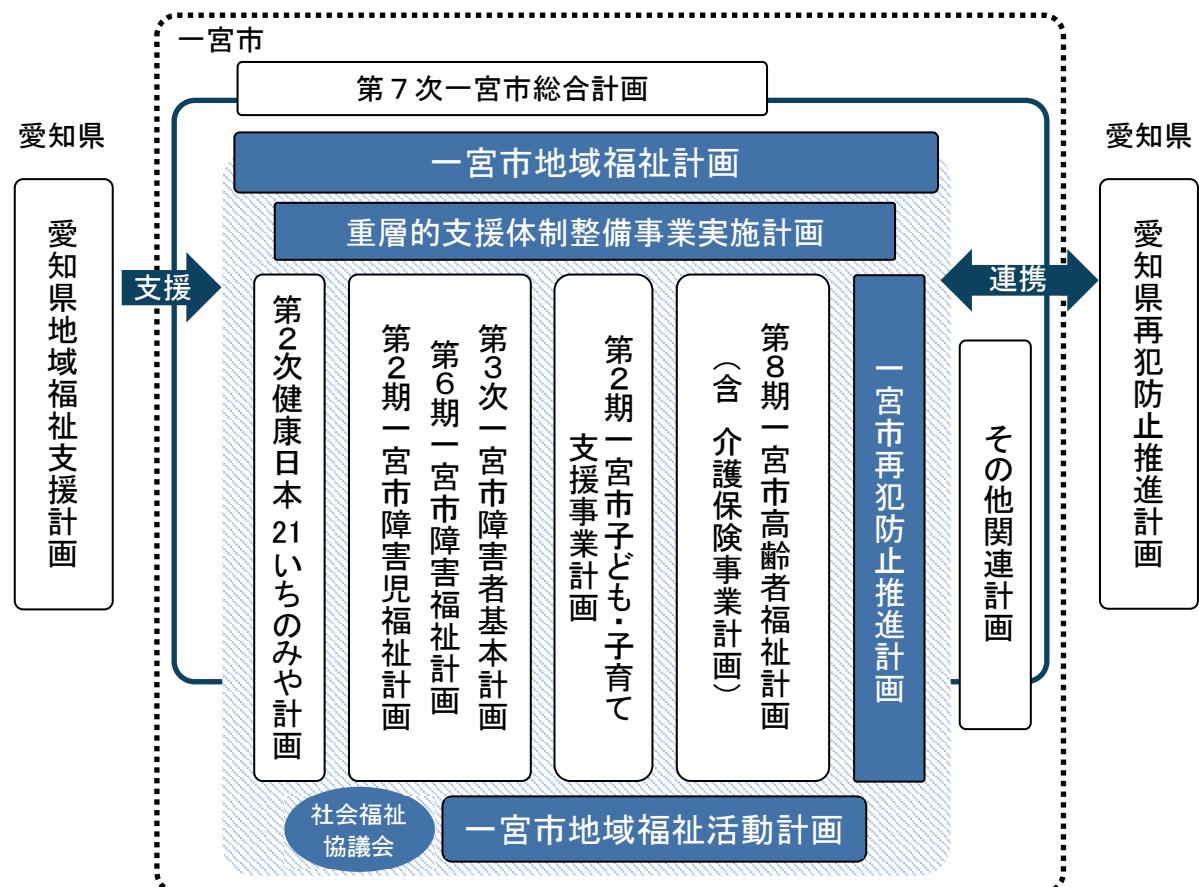
■地方再犯防止推進計画

◆再犯防止推進法<第8条第1項>◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

(3) 他の計画との関係性

本市における保健福祉関係計画には、分野別計画として、それぞれの根拠法に基づく各種計画（健康増進計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画等）が策定されています。上位計画である第7次一宮市総合計画との整合調和を図りつつ、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、統合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取組が地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。



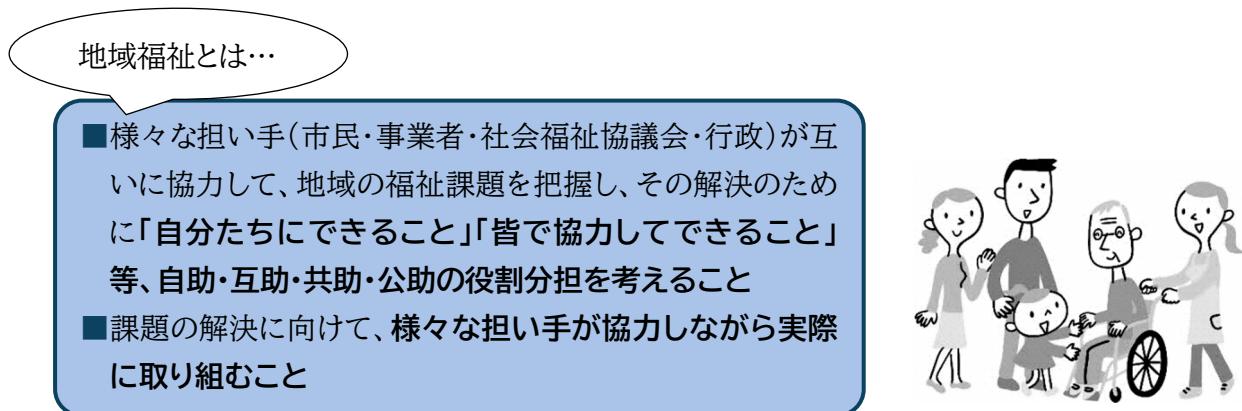
(4) 計画期間

本計画は、令和5年度から令和9年度までの5年間を計画期間とします。また、計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、見直しを行うものとします。

2. 地域福祉とは

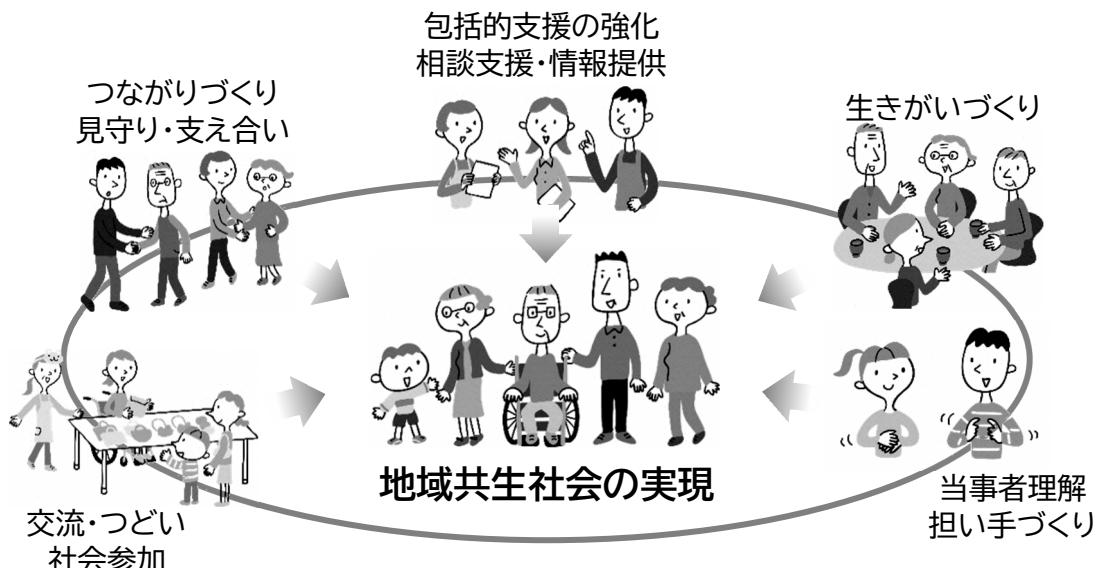
(1) 地域福祉のイメージ

地域福祉とは、高齢者、障害のある人、子どもを含め、誰であっても、住み慣れた地域で自分らしく幸せに暮らしたい、という願いを実現するために重要なものです。



地域福祉計画・地域福祉活動計画では、制度や分野ごとの「縦割り」や支え手・受け手という関係を越えて、地域の皆様や地域の多様な主体が地域福祉活動に「我が事」として参画し、世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る社会（共生社会）の実現をめざしていきます。

■ 地域福祉がめざす共生社会

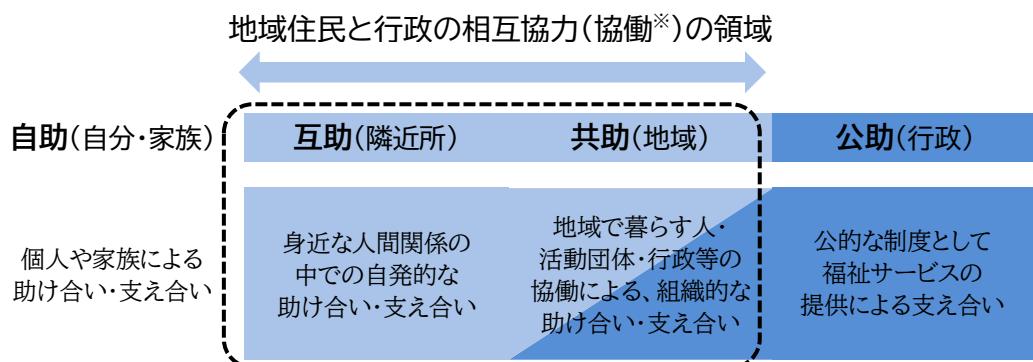


(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」で進める地域福祉

地域には、高齢者、障害のある人、子育てや介護で悩んでいる人など様々な人が生活し、多くの悩みや課題を抱えています。このような多種多様な生活課題に対し、自分自身や家族、隣近所の手助け、地域での支え合い、行政等が行う公的支援や福祉サービスで解決するしくみづくりが、地域福祉計画に求められています。

自助	：自分自身や家族で解決することを考え、対応すること
互助	：隣近所の手助けなど、身近な人間関係の中で助け合うこと
共助	：地域活動・ボランティアなどによって地域で支え合うこと
公助	：「自助」「互助」「共助」でも解決できない課題に対して、行政等が行う公的支援や福祉サービスで対応すること

■自助・互助・共助・公助の役割イメージ



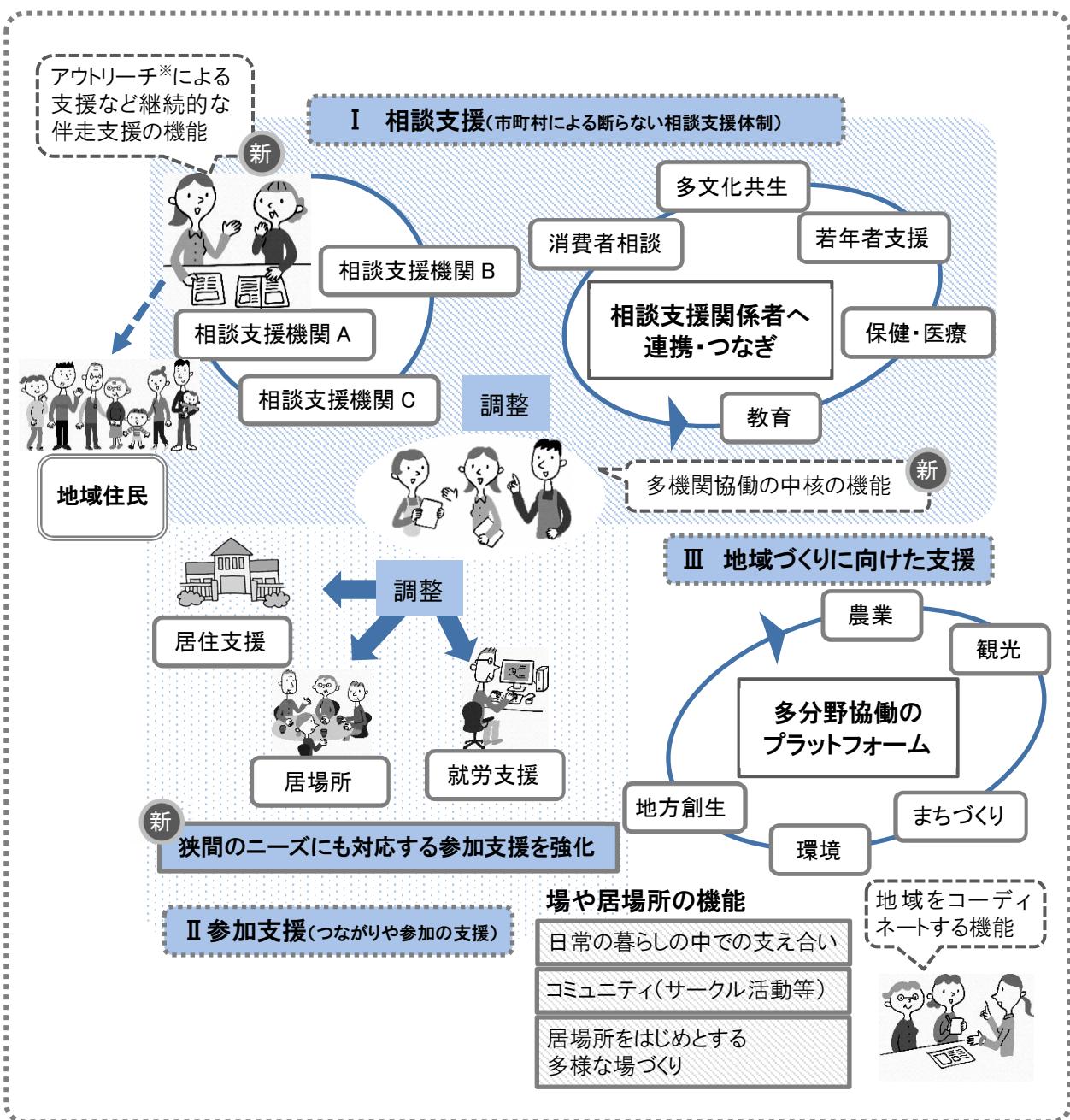
(3) 包括的支援と多様な参加・協働の推進

制度・分野ごとの「縦割り」や「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域や一人ひとりの人生の多様性を前提とし、人と人、人と社会がつながり支え合う関係性が生まれやすいような、環境を整える新たなアプローチが求められています。国においては各市町村の地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「①断らない相談支援」「②参加支援」「③地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的支援体制整備事業が創設されています。

■重層的支援体制整備事業の枠組み

事業名	事業概要	実施内容
①断らない相談支援	介護(地域支援事業)、障害(地域生活支援事業)、子ども(利用者支援事業)、困窮(生活困窮者自立相談支援事業)の相談支援に係る事業を一体として実施し、本人・世帯の属性に関わらず受け止める、断らない相談支援の実施	○属性や世代を問わない相談 ○多機関協働※の中核機能 ○専門職による伴走支援(つながり続けることをめざすアプローチ)
②参加支援 (社会とのつながりや参加の支援)	「断らない相談支援」と一体的に行う、就労支援、居住支援、居場所機能の提供など、多様な社会参加に向けた支援の実施	○狭間のニーズにも対応する参加支援
③地域づくりに向けた支援	地域において多様なつながりが育つことを支援する事業の実施	○交流や参加の機会を創り出すコーディネート機能 ○地域住民同士が出会い、参加することのできる場や居場所の確保

■ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する重層的支援体制整備事業のイメージ



資料:地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第2号掲載図参考

(4) 再犯防止推進計画とは

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、5年間（平成30年度～令和4年度）で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ計画です。

再犯防止推進法第8条第1項に基づき、国や県と連携して事業を推進するため、地方再犯防止推進計画を本計画に包含するものとして位置づけ、策定しています。

なお、本計画における再犯防止施策の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者」を「犯罪をした者等」として記載します。

◆再犯防止推進法<第8条第1項>(再掲)◆

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

■再犯防止推進計画における基本方針と重点課題

基本方針	重点課題
1. 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進 2. 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施 3. 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力することの重要性を踏まえて実施 4. 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施 5. 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成	①就労・住居の確保等 ②保健医療・福祉サービスの利用の促進等 ③学校等と連携した修学支援の実施等 ④犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 ⑤民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進 ⑥地方公共団体との連携強化 ⑦関係機関の人的・物的体制の整備

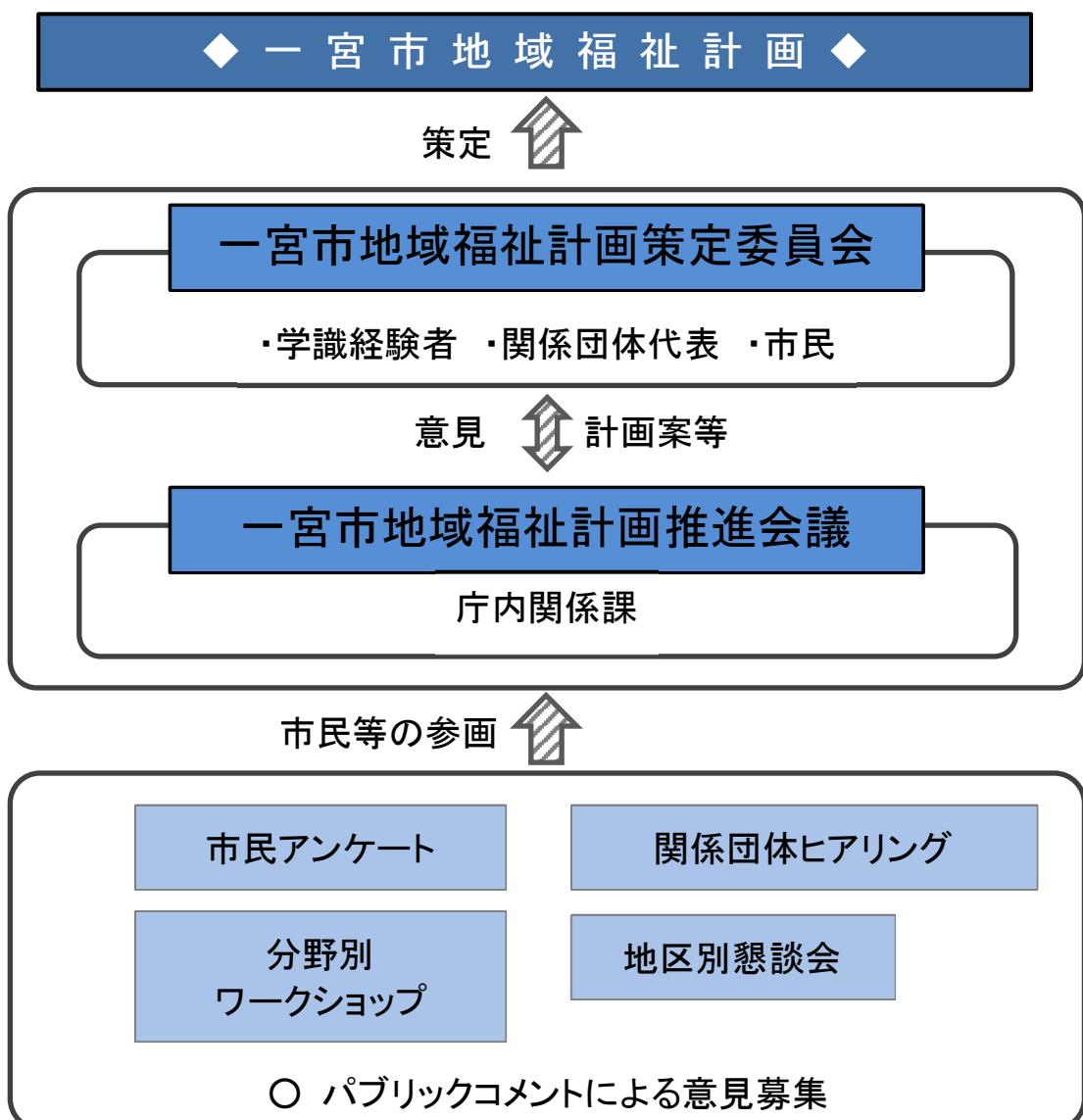
3. 策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者や関係団体、市民によって構成される一宮市地域福祉計画策定委員会、庁内の関係各課によって構成される一宮市地域福祉計画推進会議を中心に、計画案についての審議・意見交換を交わしながら計画策定に取り組みました。

市民参画の機会として、市民アンケートや関係団体ヒアリング、分野別ワークショップ、地区別懇談会を開催しました。また、パブリックコメント※を実施し、地域福祉に対する市民の思いを計画に反映しました。

■計画策定のイメージ





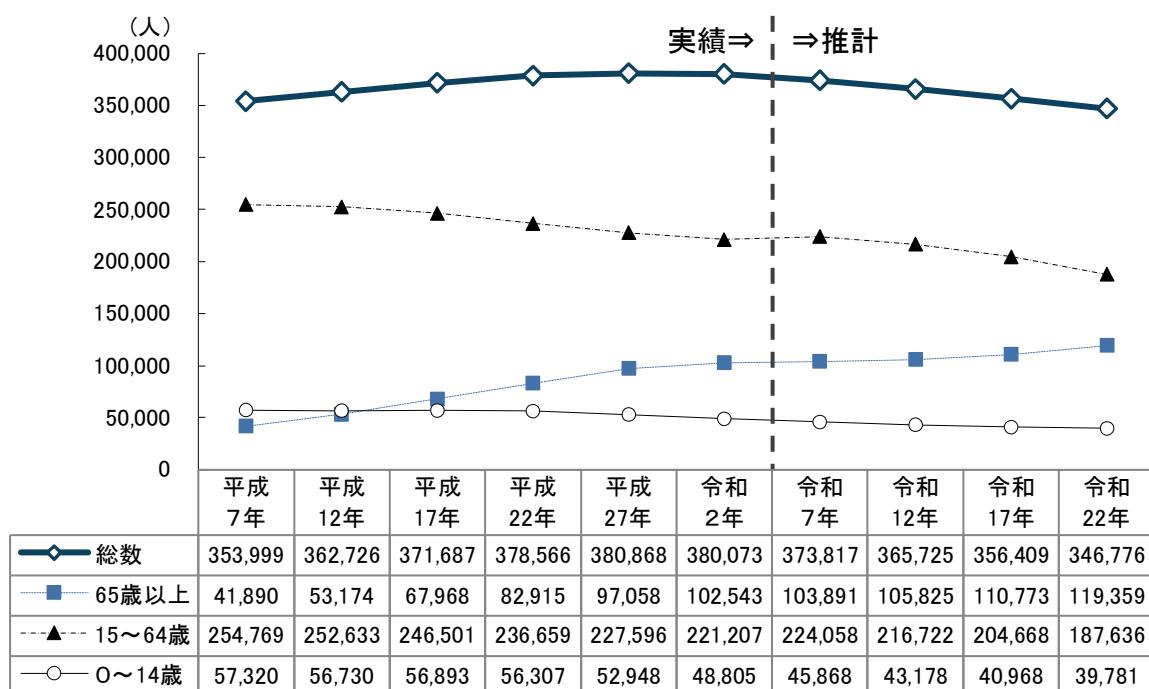
第2章 本市の現状

1. 統計資料からみる本市の現状

(1) 人口の推移

本市の人口は、国勢調査によると平成27年まで増加傾向で推移してきましたが、令和2年では減少に転じて380,073人となっています。また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も減少が続くものと予測されています。

0～14歳人口及び15～64歳人口は減少が続いている一方で、65歳以上人口は増加が続いているいます。令和2年における65歳以上人口は102,543人となっており、平成7年と比べて約2.45倍となっています。

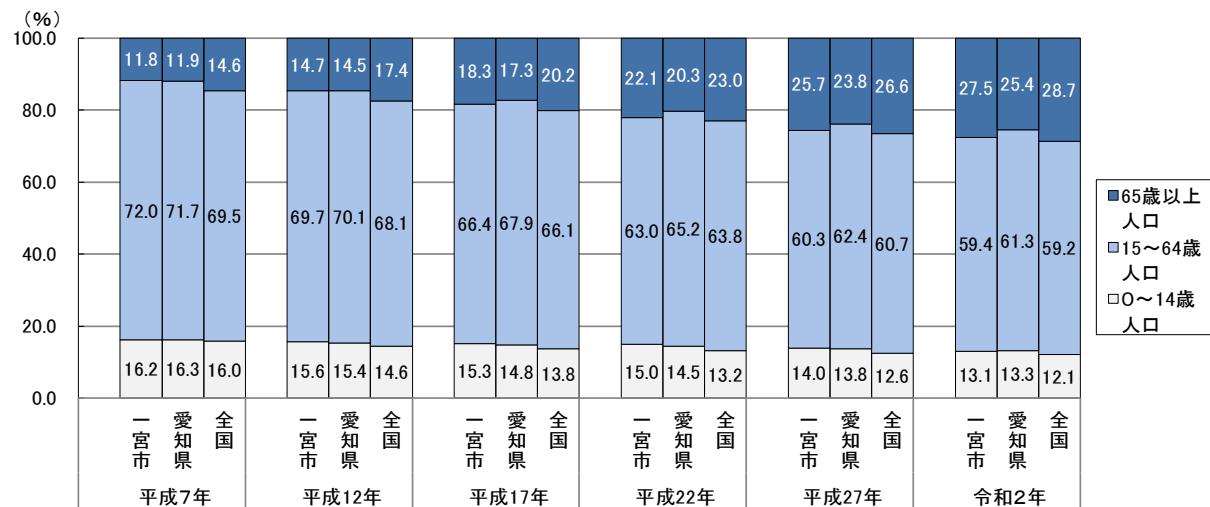


資料:【実績】国勢調査

【推計】国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」

(2) 人口構成比の推移

人口構成比の推移についてみると、高齢化率（65歳以上人口割合）は県に先んじて高くなっていますが、令和2年で27.5%となっていますが、全国に並ぶ水準には至っていません。0～14歳人口比率は県と同等かつ、全国より高い水準となっています。15～64歳人口割合は全国と同水準となっていますが、県より低い水準となっています。

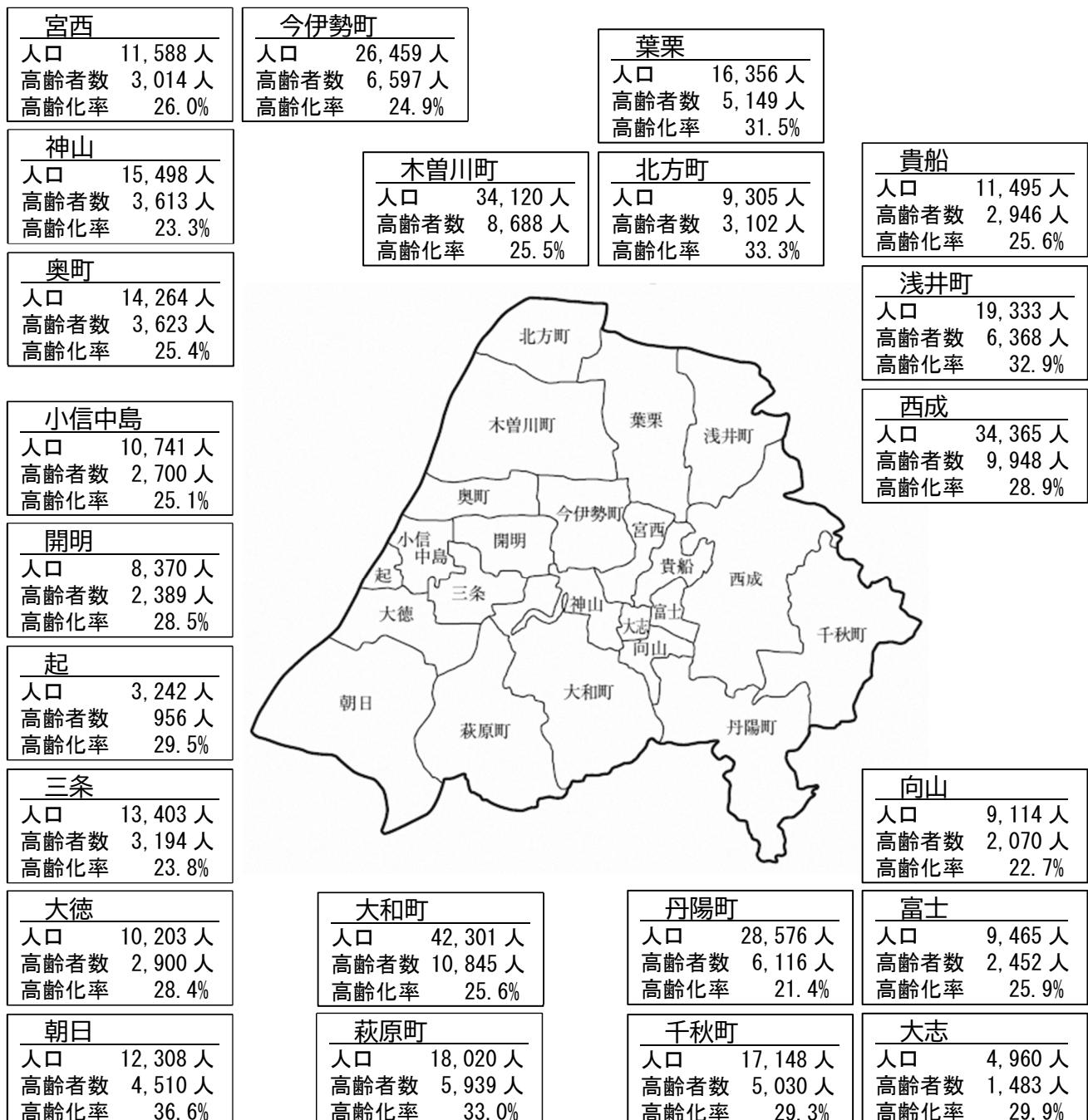


資料：国勢調査

(3) 連区別の人団状況

連区別の人団の状況について、高齢化率をみると、高齢化率が低い5連区は、丹陽町(21.4%)、向山(22.7%)、神山(23.3%)、三条(23.8%)、今伊勢町(24.9%)となっています。

また、高齢化率の高い5連区は、朝日(36.6%)、北方町(33.3%)、萩原町(33.0%)、浅井町(32.9%)、葉栗(31.5%)となっています。

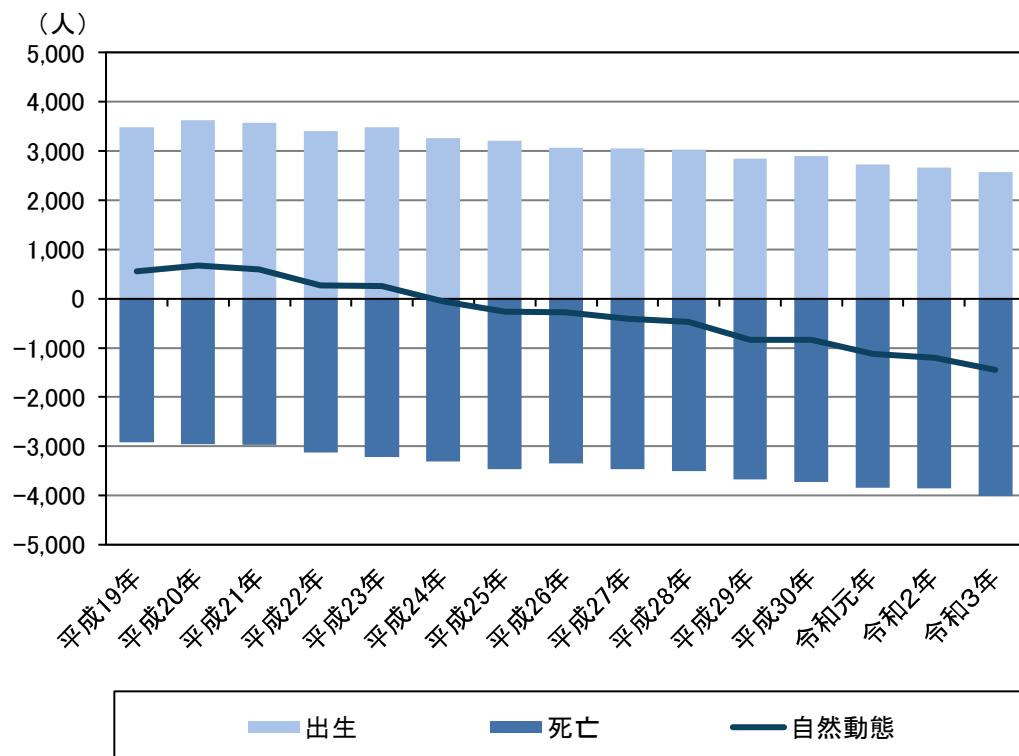


資料：住民基本台帳(令和4年10月1日時点)

(4) 自然動態等

① 自然動態

出生数は増減を繰り返しながら推移していますが、平成30年以降は減少傾向となっています。また、平成24年からは死亡数が出生数を上回る自然減が続いており、その数は増加傾向にあります。



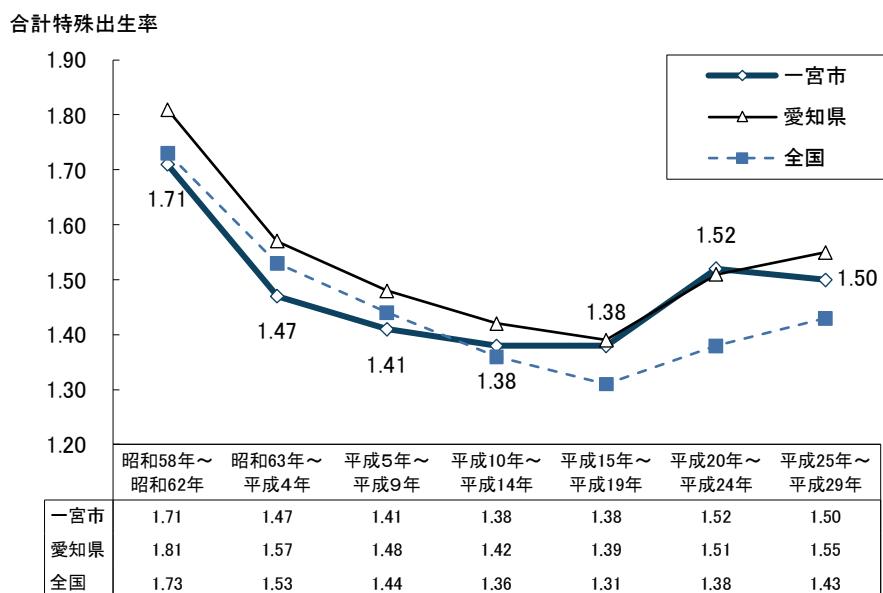
	(人)							
年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
出生	3,474	3,623	3,569	3,400	3,473	3,256	3,204	3,066
死亡	2,927	2,954	2,975	3,134	3,218	3,317	3,466	3,346
自然動態	547	669	594	266	255	-61	-262	-280

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
出生	3,052	3,024	2,846	2,890	2,731	2,654	2,564
死亡	3,465	3,505	3,680	3,733	3,850	3,855	4,015
自然動態	-413	-481	-834	-843	-1,119	-1,201	-1,451

資料:一宮市市民健康部市民課

② 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に生む子どもの数とされる合計特殊出生率は、平成 25 年～平成 29 年にかけては 1.50 となっています。平成 15 年～平成 19 年から、平成 20 年～平成 24 年にかけては上昇していましたが、以降は若干の減少となっています。

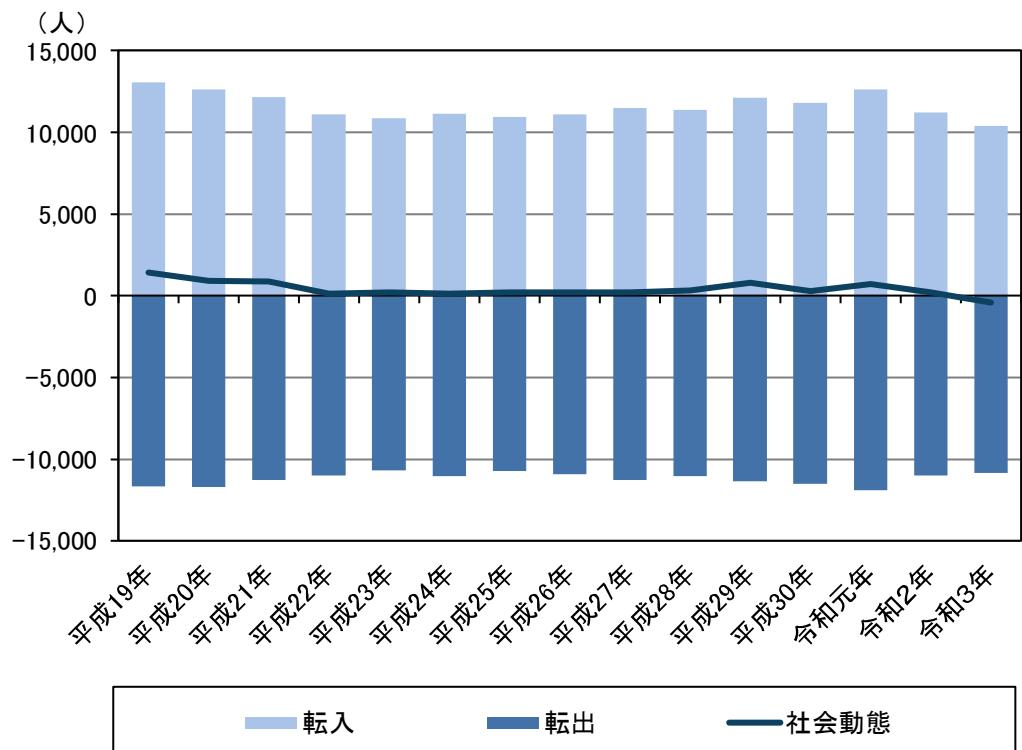


資料：人口動態保健所・市町村別統計

(5) 社会動態等

① 社会動態

社会動態については転入数と転出数がそれぞれ増減を繰り返しつつ、平成19年から令和2年にかけては若干の社会増で推移してきました。そのような中、令和3年では433人の減少となっています。



	(人)							
△	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
転入	13,046	12,614	12,160	11,093	10,878	11,152	10,932	11,121
転出	11,640	11,680	11,280	10,978	10,682	11,033	10,707	10,894
社会動態	1,406	934	880	115	196	119	225	227

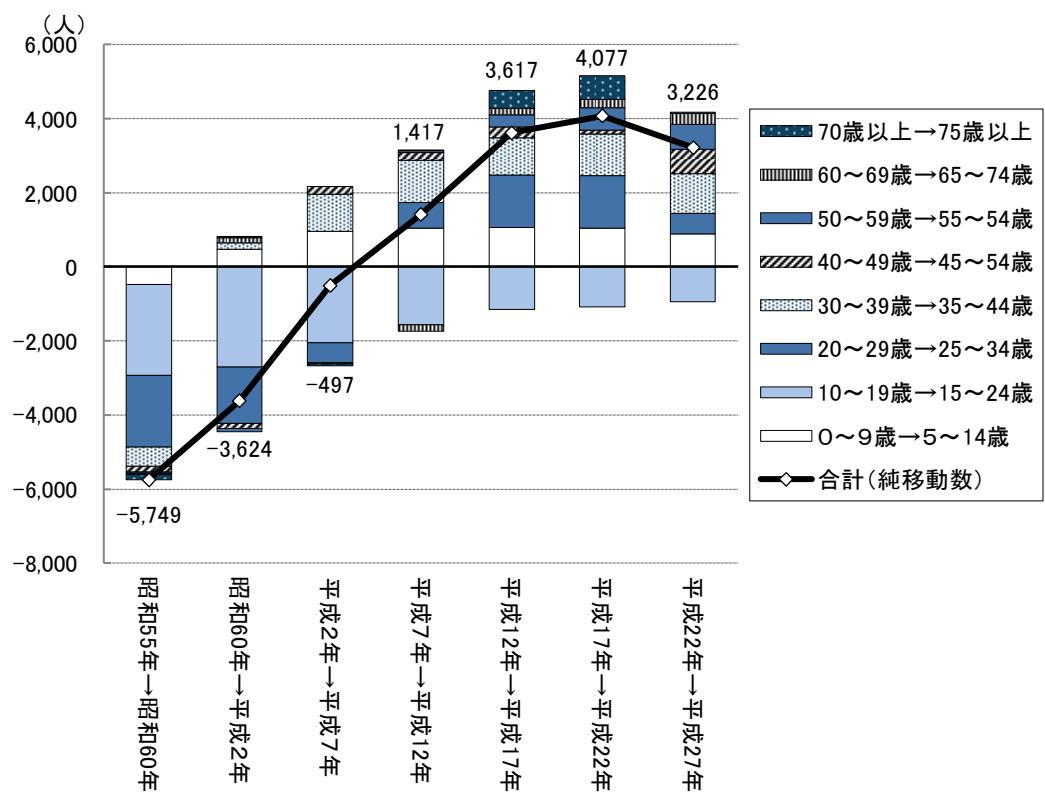
△	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
転入	11,499	11,369	12,139	11,810	12,637	11,213	10,385
転出	11,281	11,023	11,352	11,519	11,899	11,007	10,818
社会動態	218	346	787	291	738	206	-433

資料:一宮市市民健康部市民課

② 純移動数

転入と転出の差である純移動の年代別動向は、平成7年→平成12年以降は転入超過が続いている。平成17年→平成22年から平成22年→平成27年にかけては、超過の幅が減少しています。

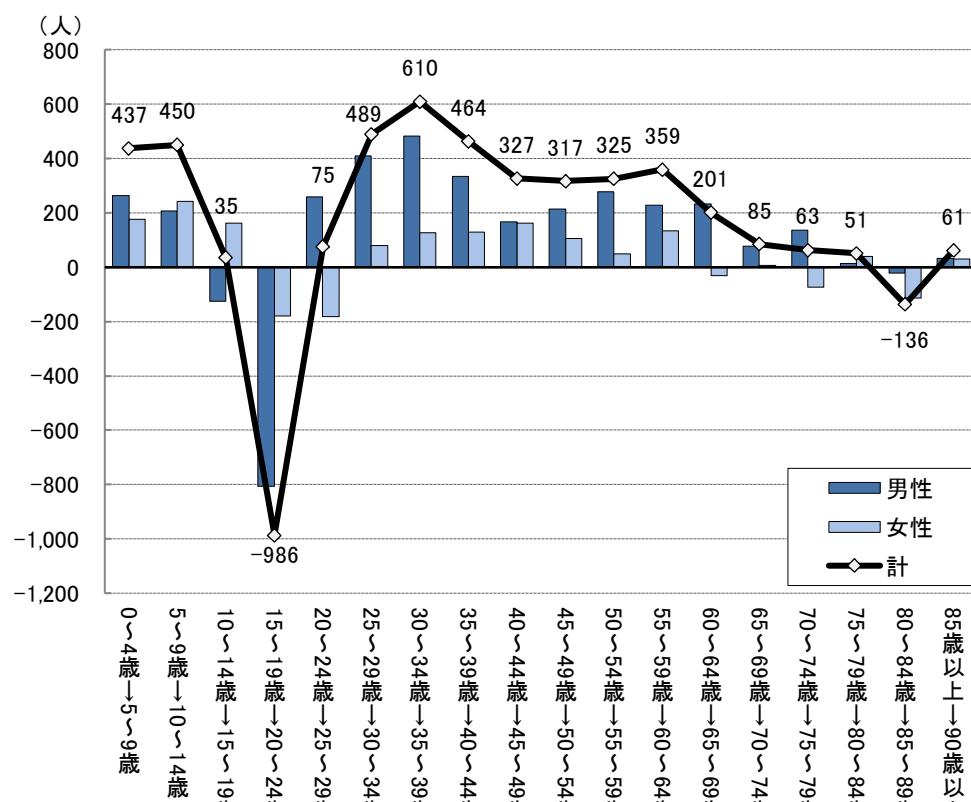
また、10～19歳→15～24歳は主に進学・就職による転出と考えられますが、こちらも超過の幅が減少しています。



資料：国勢調査に基づく推計値

③ 男女別年齢別純移動数

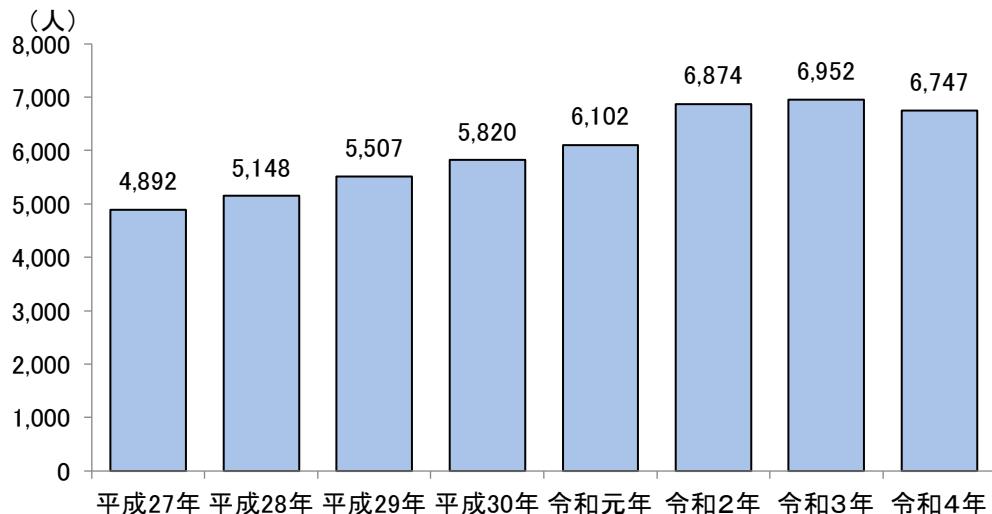
平成 22 年→平成 27 年における純移動数を男女別・年齢別でみると、特に 15~19 歳→20~24 歳男性の転出が大きくなっています。一方で、25~29 歳→30~34 歳、30~34 歳→35~39 歳、35~39 歳→40~44 歳で転入が転出を上回っています。このような子育て世代の転入に伴って、0~4 歳→5~9 歳、5~9 歳→10~14 歳の人口も増えていることがうかがえます。



資料：国勢調査に基づく推計値(平成 22 年、平成 27 年)

(6) 外国人人口の推移

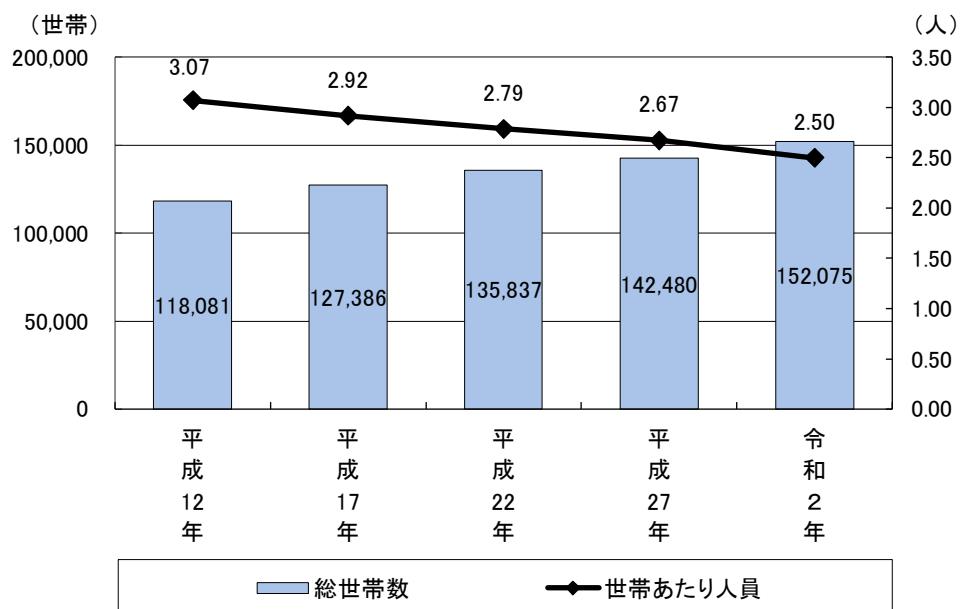
外国人人口は令和3年まで増加傾向で推移していましたが、令和4年は減少して 6,747 人となっています。平成27年の4,892人と比較して、令和4年は1.38倍となっています。



資料：一宮市市民健康部市民課(各年1月1日時点)

(7) 世帯数と世帯あたり人員

総世帯数は増加傾向で推移しており、令和2年では 152,075 世帯となっています。世帯あたり人員は令和2年で 2.50 人となっており、世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

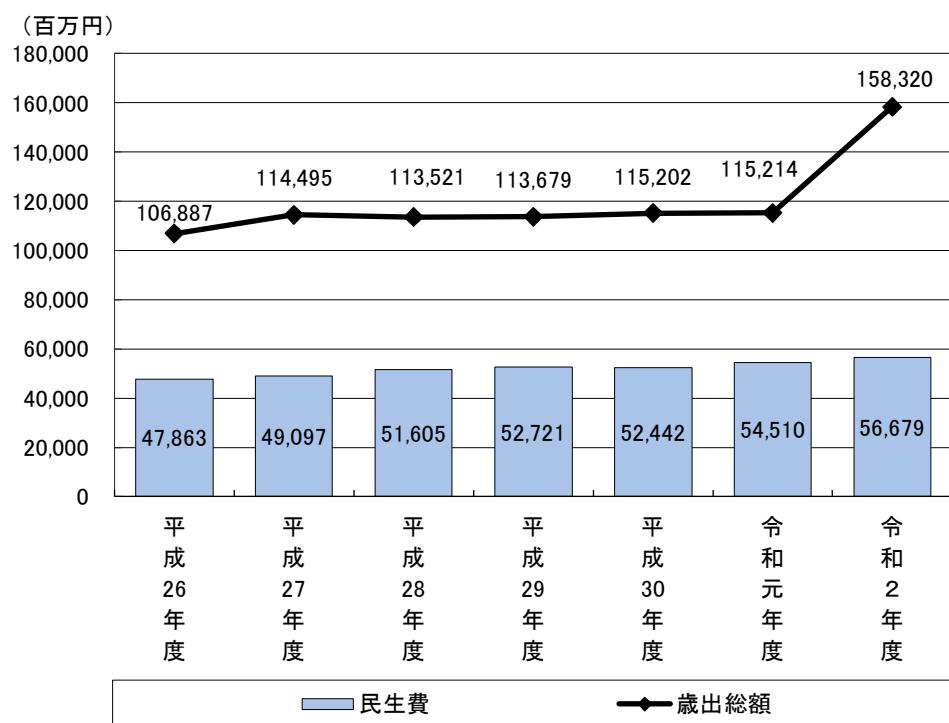


資料：国勢調査

(8) 歳出と民生費の状況

民生費（障害者福祉、児童福祉、高齢者福祉、生活保護、国民年金など、主に福祉関連事業に係る経費）についてみると、おおむね増加傾向で推移しており、平成 26 年度の 47,863 百万円から令和 2 年度の 56,679 百万円と、6 年間で 8,816 百万円増加しています。

歳出総額に占める割合は、令和元年度にかけておおむね 45% 前後で推移していますが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、その対策費用等の歳出が多かったことも影響して、36% 程度となっています。



資料:一宮市 普通会計決算状況「決算カード」

2. アンケート調査からみる本市の現状

(1) アンケート調査の概要

① 実施の目的

本計画の策定に向けて、市民や関係団体、行政等が協力しながら、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進するため、地域における活動の状況などを把握し、福祉の充実に向けた基礎資料とする目的で実施しました。

② 実施概要

- ◇ 調査対象者 : a. 一般市民 b. 町会長 c. 民生委員・児童委員※
- ◇ 調査期間 : 令和3年9月29日（水）～10月13日（水）
- ◇ 調査方法 : 郵送による配布・回収、ウェブ回答

		配布数	回答数	有効回答率
a.一般市民	全体	3,000	1,389	46.3%
	郵送回答		1,114	
	ウェブ回答		275	
b.町会長	全体	815	655	80.4%
	郵送回答		559	
	ウェブ回答		96	
c.民生委員・児童委員	全体	516	476	92.2%
	郵送回答		423	
	ウェブ回答		53	

③ 結果の見方

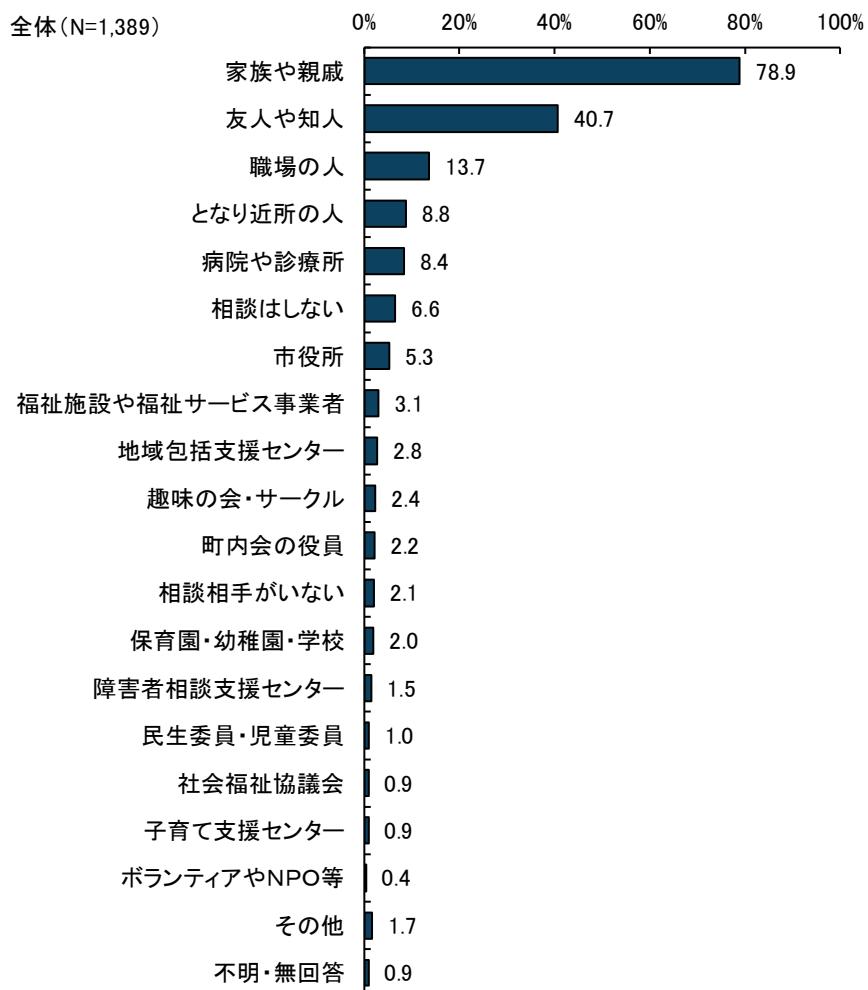
- ◇ 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても同様です。
- ◇ 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- ◇ 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇ 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇ 本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 一般市民アンケート調査の結果

① 不安や困りごとの相談先

生活上の不安や困りごとの相談相手（相談先）についてみると、「家族や親戚」が78.9%と最も高く、次いで「友人や知人」が40.7%となっています。

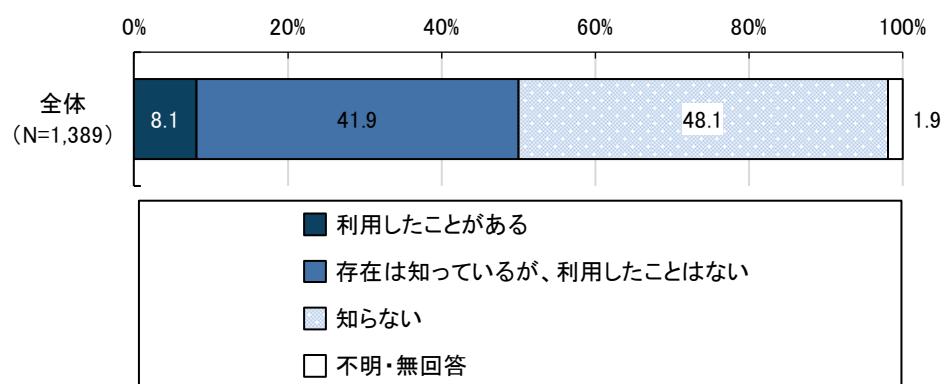
■生活上の不安や困りごとを、主に誰（どこ）に相談していますか（複数回答）



② 相談サービスの認知度

行政機関や社会福祉協議会が実施している相談サービスの認知度についてみると、「知らない」が48.1%と最も高く、次いで「存在は知っているが、利用したことはない」が41.9%となっています。

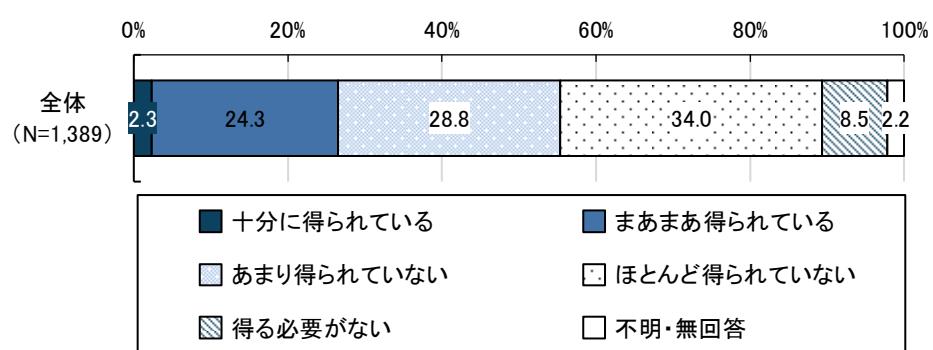
■行政機関や社会福祉協議会が実施している相談サービスを知っていますか(単数回答)



③ 福祉情報の取得度合

日々の生活に必要な福祉の情報が得られているかについてみると、「ほとんど得られない」が34.0%と最も高く、次いで「あまり得られていない」が28.8%となっています。

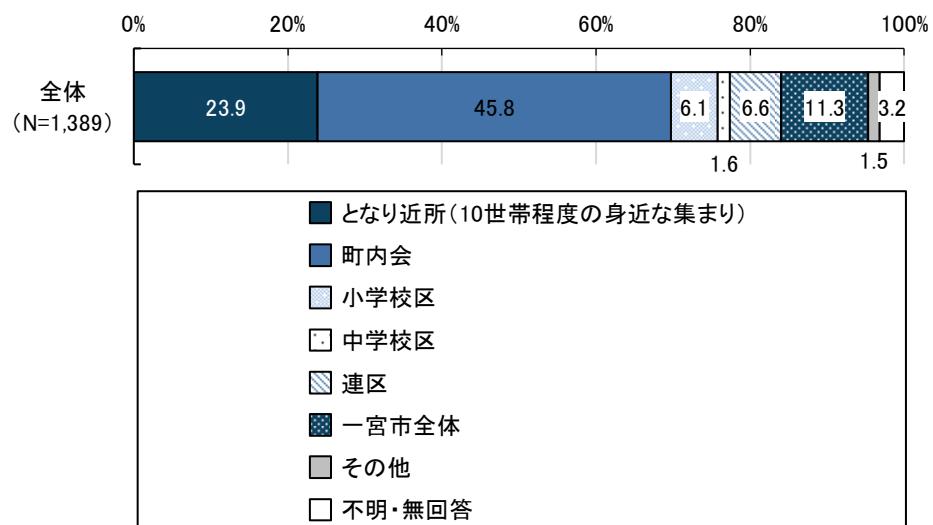
■日々の生活に必要な福祉の情報が得られていますか(単数回答)



④ 「地域」の範囲

「地域での支え合い」というときに考える「地域」の範囲についてみると、「町内会」が45.8%と最も高く、次いで「となり近所（10世帯程度の身近な集まり）」が23.9%となっています。

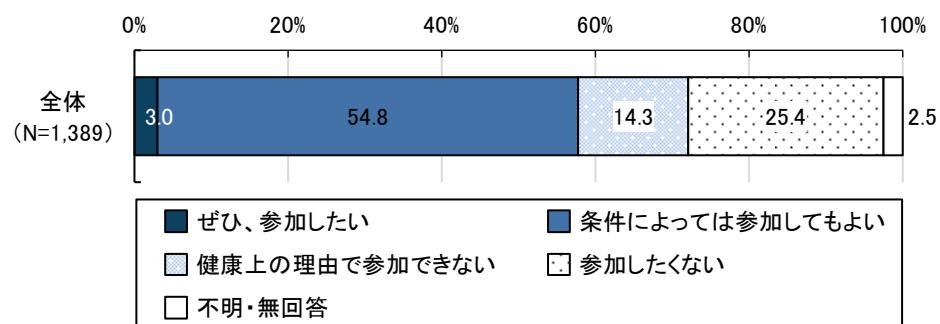
■「地域での支え合い」というときに、あなたが考える「地域」とは概ねどの程度の範囲ですか(単数回答)



⑤ 地域活動への参加意向

今後の地域活動への参加意向についてみると、「条件によっては参加してもよい」が54.8%と最も高く、次いで「参加したくない」が25.4%となっています。

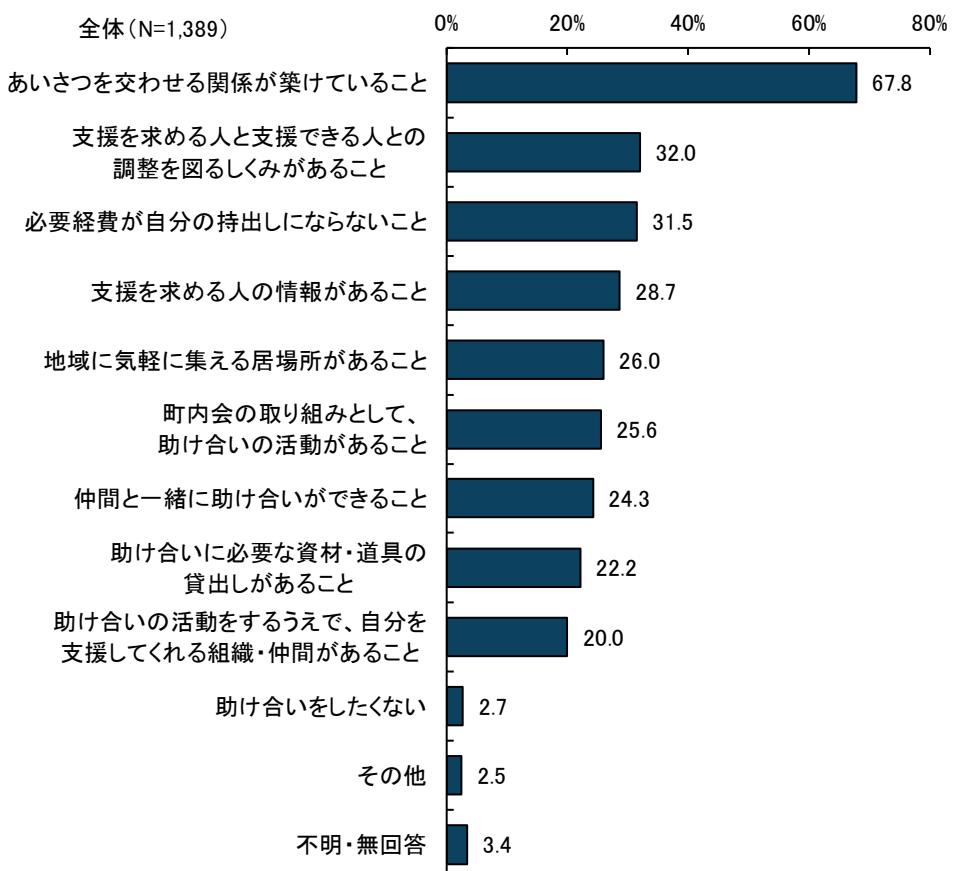
■あなたは今後、地域活動に参加したいと思いますか(単数回答)



⑥ 地域における助け合いがしやすくなるための条件

どのような環境や条件があれば、地域での助け合いがしやすいと思うかについてみると、「あいさつを交わせる関係が築けていること」が67.8%と最も高く、次いで「支援を求める人と支援できる人との調整を図るしくみがあること」が32.0%となっています。

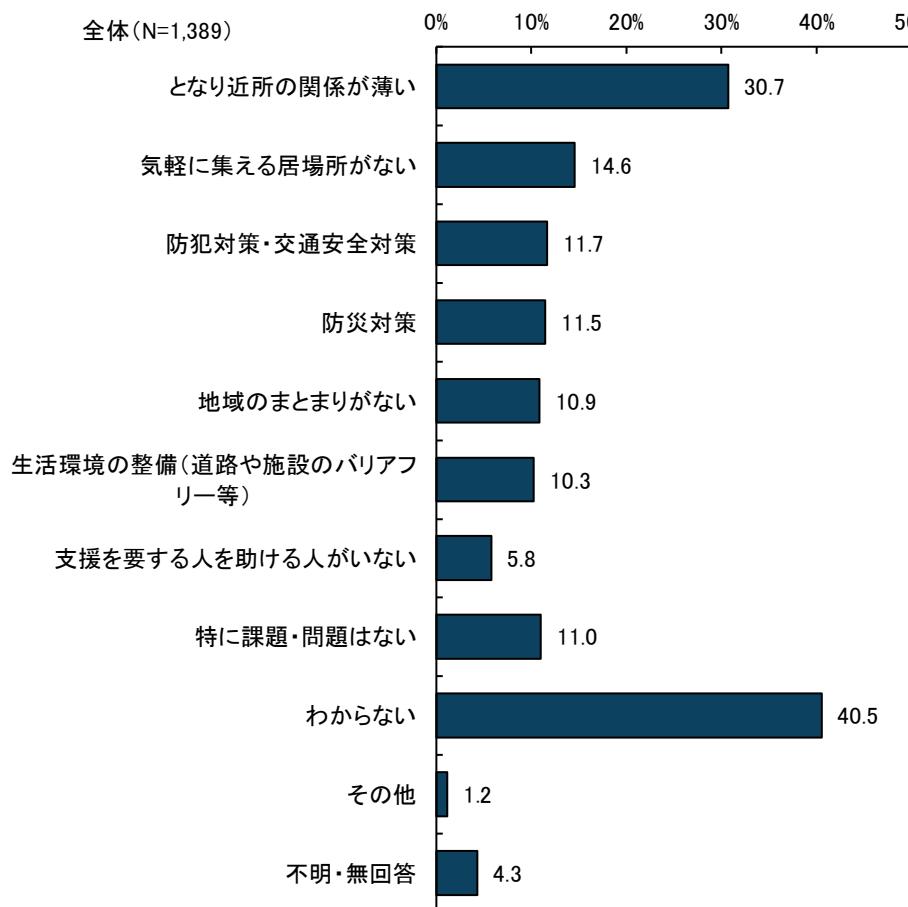
■ どのような環境や条件があれば、地域での助け合いがしやすいと思いますか(複数回答)



⑦ 地域課題・問題について

住んでいる地域の課題・問題についてみると、「わからない」が40.5%と最も高く、次いで「となり近所の関係が薄い」が30.7%となっています。

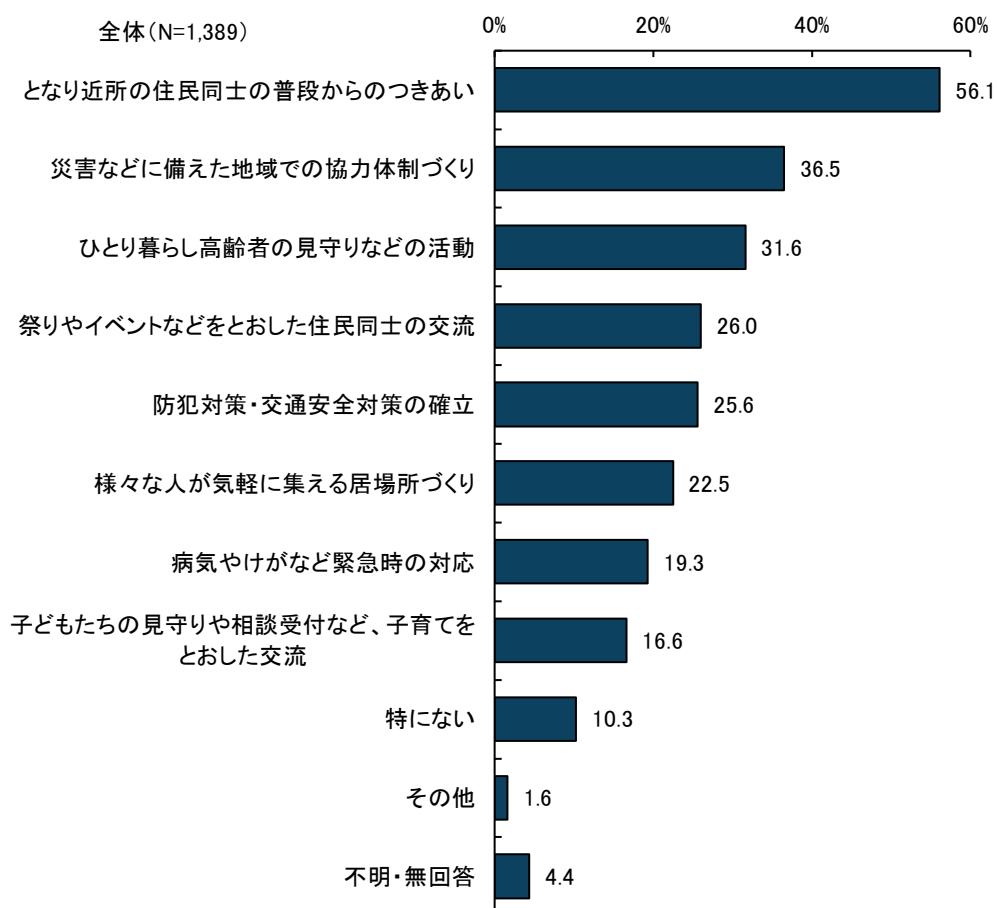
■あなたが住んでいる地域には、どのような課題・問題がありますか(複数回答)



⑧ 「支え合う地域づくり」のために

「支え合う地域づくり」のために、地域として取り組む必要があると思うことについてみると、「となり近所の住民同士の普段からのつきあい」が56.1%と最も高く、次いで「災害などに備えた地域での協力体制づくり」が36.5%となっています。

■地域に住む人同士が、生活上の問題を分かち合い、解決に向けて考え、行動できるような「支え合う地域づくり」のために、地域としてどのようなことに取り組む必要があると思いますか(複数回答)



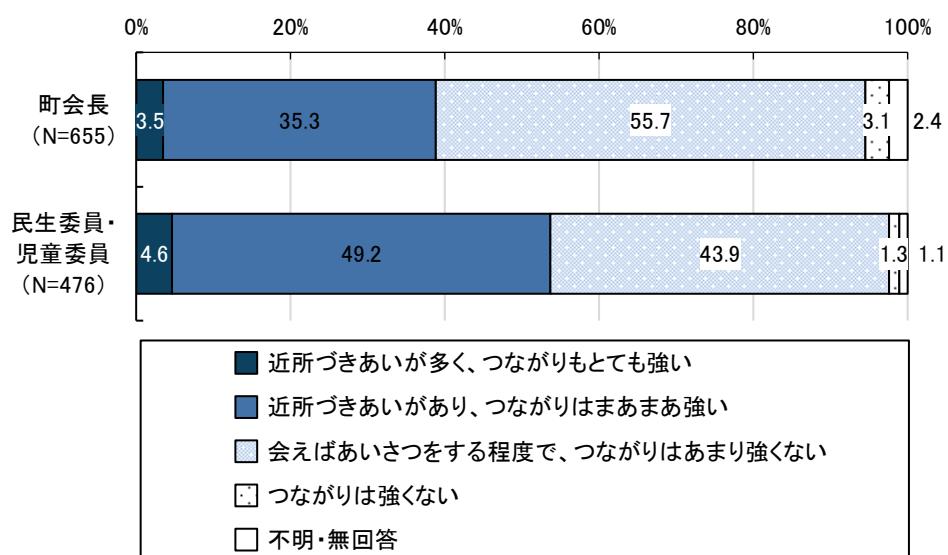
(3) 町会長及び民生委員・児童委員調査の結果

① 地域のつながりの強さ

お住まいの地域におけるつながりの強さについてみると、町会長では「会えばあいさつをする程度で、つながりはあまり強くない」が55.7%と最も高く、次いで「近所づきあいがあり、つながりはまあまあ強い」が35.3%となっています。

民生委員・児童委員では「近所づきあいがあり、つながりはまあまあ強い」が49.2%と最も高く、次いで「会えばあいさつをする程度で、つながりはあまり強くない」が43.9%となっています。

■お住まいの地域では、地域のつながりが強いですか(単数回答)

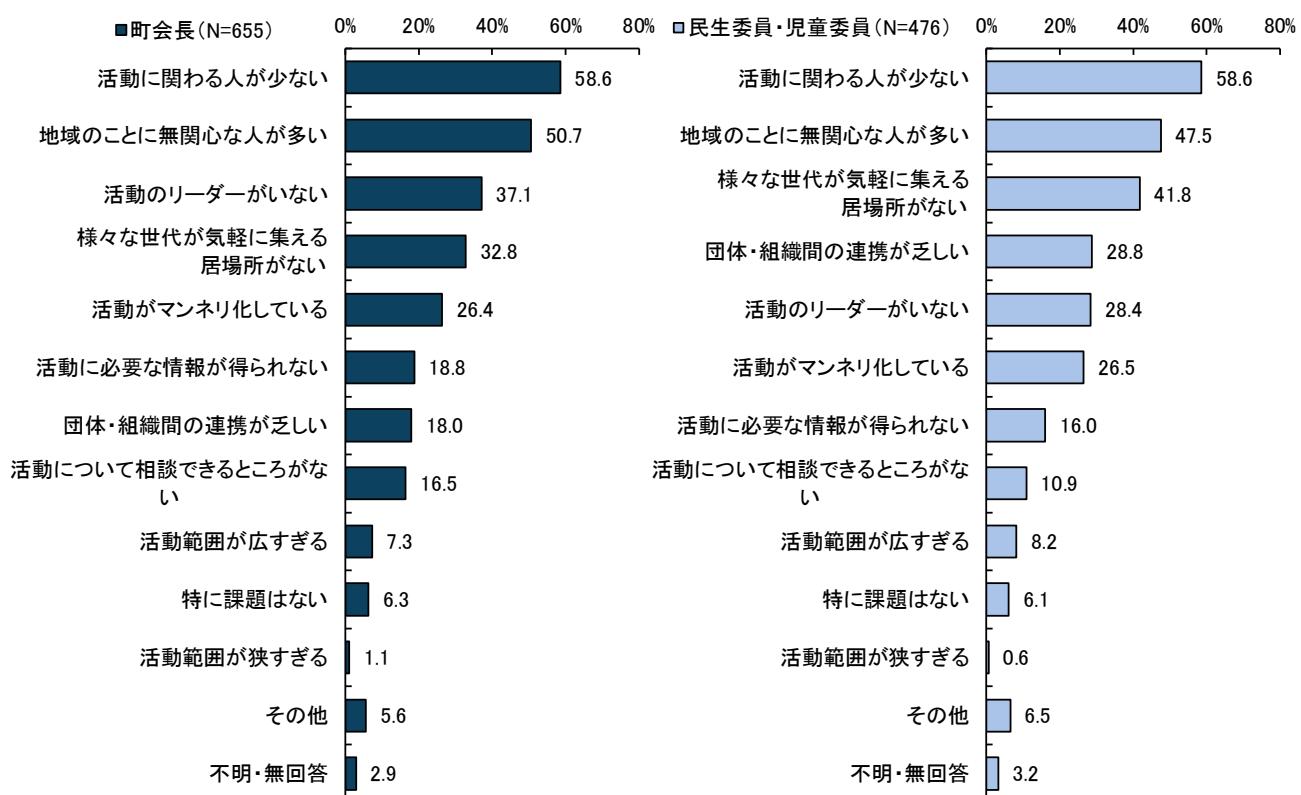


② 地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題

地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題についてみると、町会長では「活動に関わる人が少ない」が58.6%と最も高く、次いで「地域のことに無関心な人が多い」が50.7%となっています。

民生委員・児童委員では「活動に関わる人が少ない」が58.6%と最も高く、次いで「地域のことに無関心な人が多い」が47.5%となっています。

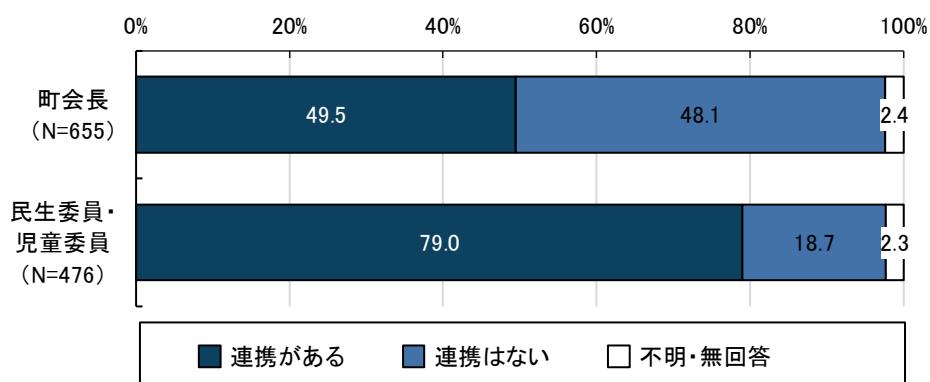
■あなたがお住まいの地域では、地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題はありますか(複数回答)



③ 他団体との連携の有無

地域活動の中で、他の組織・団体との連携の有無についてみると、町会長では「連携がある」が49.5%、「連携はない」が48.1%となっています。民生委員・児童委員では「連携がある」が79.0%、「連携はない」が18.7%となっています。

■地域活動の中で、他の組織・団体との連携はありますか(単数回答)

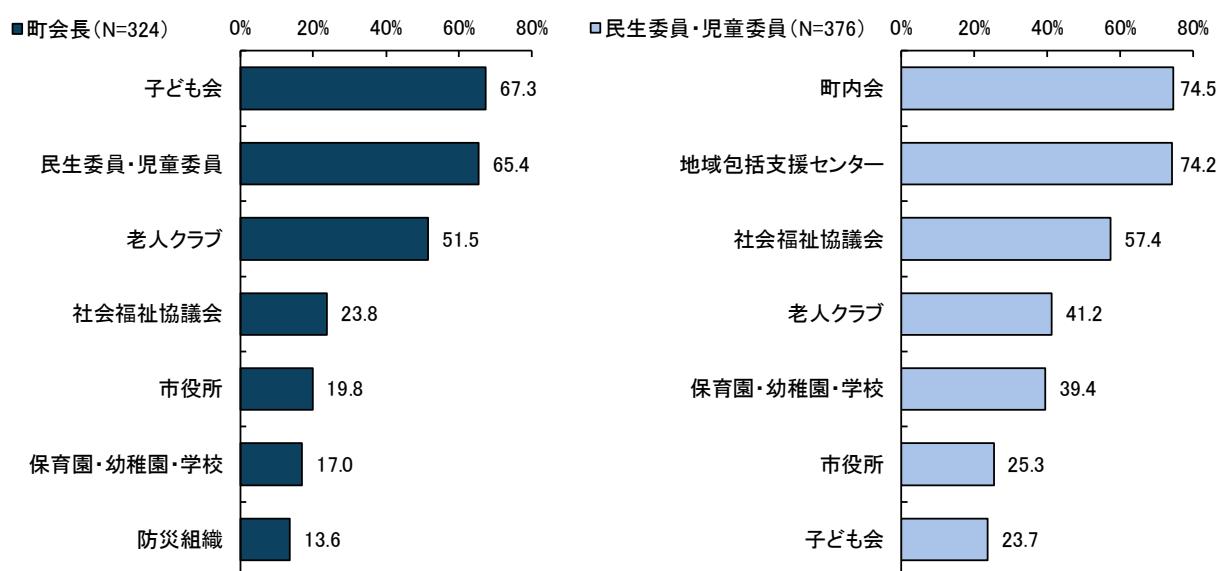


④ 連携がある組織・団体

連携がある組織・団体についてみると、町会長では「子ども会」が67.3%と最も高く、次いで「民生委員・児童委員」が65.4%となっています。

民生委員・児童委員では「町内会」が74.5%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が74.2%となっています。

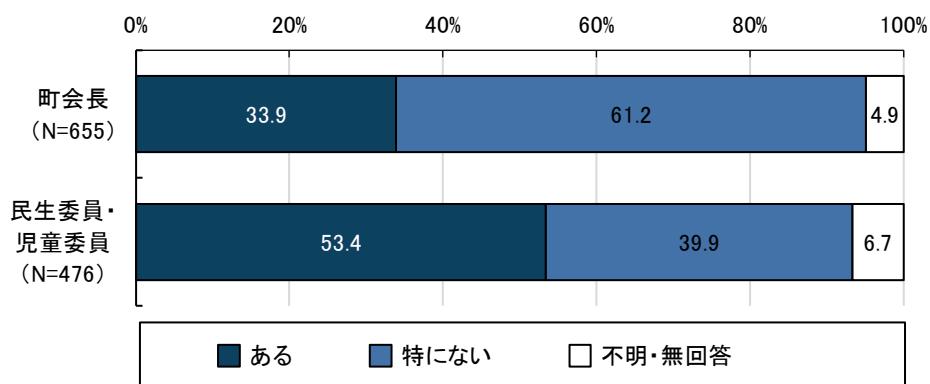
■連携がある組織・団体は次のうちどれですか(複数回答／抜粋)



⑤ 連携をとりたい組織・団体の有無

今後、地域活動の中で連携をとりたい組織・団体の有無についてみると、町会長では「ある」が33.9%、「特にない」が61.2%となっています。民生委員・児童委員では「ある」が53.4%、「特にない」が39.9%となっています。

■今後、地域活動の中で連携をとりたい組織・団体がありますか(単数回答)

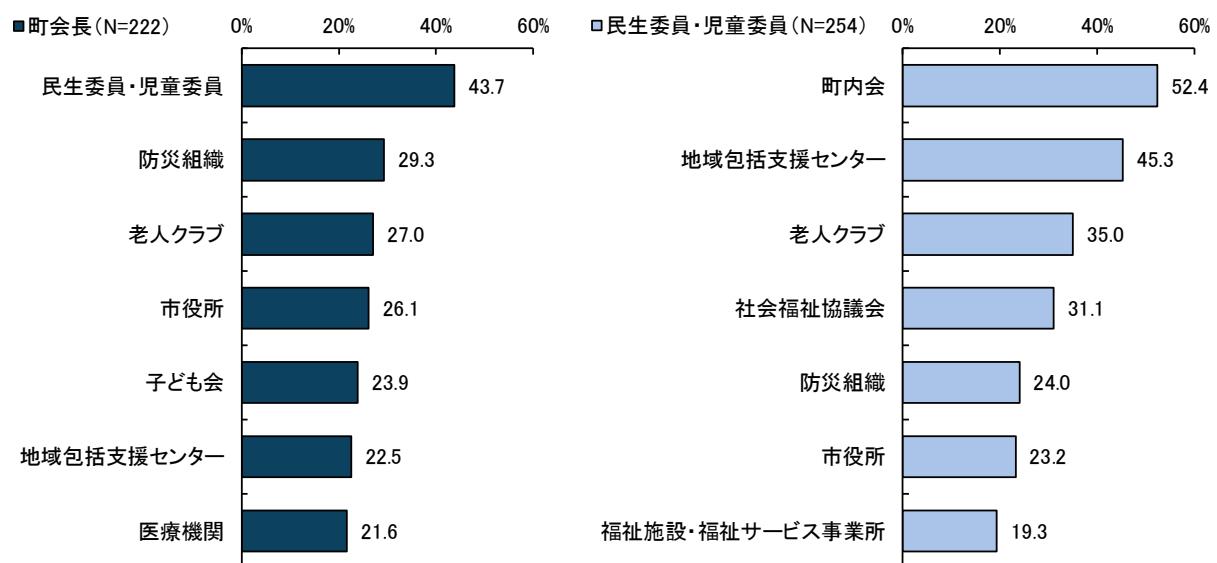


⑥ 連携していきたい組織・団体

これから連携していきたい組織・団体についてみると、町会長では「民生委員・児童委員」が43.7%と最も高く、次いで「防災組織」が29.3%となっています。

民生委員・児童委員では「町内会」が52.4%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が45.3%となっています。

■これから連携していきたい組織・団体は次のうちどれですか(複数回答／抜粋)



3. 地区別懇談会からみる本市の現状

(1) 地区別懇談会の概要

① 実施の目的

本計画の策定にあたり、地域ごとの話し合いを通じて、地域の課題やよいところ、さらには各地域の資源や取組を把握し、地域の特性を捉えることを目的に実施しました。

② テーマ

「みんなが助け合い・支え合える関係づくり～地域の福祉について考えよう～」をテーマとしました。

③ 実施概要

- ◇ 対象者 : 各地域の町長や民生委員・児童委員、一般市民等
- ◇ 実施手法 : ワークショップ形式による意見交換・集約

日 時	連 区	会 場
令和4年4月9日（土）	10:00～11:30 宮西・貴船	本庁舎 1101・1102会議室
	14:00～15:30 神山・大志	
令和4年4月16日（土）	10:00～11:30 向山・富士	本庁舎 1101・1102会議室
	14:00～15:30 丹陽町・千秋町	
令和4年4月23日（土）	10:00～11:30 西成・浅井町	本庁舎 1101・1102会議室
	14:00～15:30 葉栗・北方町	
令和4年4月30日（土）	10:00～11:30 起・小信中島	尾西生涯学習センター 講堂
	14:00～15:30 三条・開明	
令和4年5月7日（土）	10:00～11:30 大和町・萩原町	本庁舎 1101・1102会議室
	14:00～15:30 今伊勢町・奥町	
令和4年5月14日（土）	10:00～11:30 木曽川町	木曽川庁舎 研修室A
令和4年5月21日（土）	10:00～11:30 大徳・朝日	尾西南部公民館 会議室

(2) 地区別懇談会の結果

懇談会では、地域における「強いところ」や「弱いところ」、「地域の福祉課題（改善が必要なこと）」を捉えるとともに、「現在の取組」や「今後必要な取組・実施したい取組」について意見交換を行いました。

その中から「地域の福祉課題（改善が必要なこと）」について、主だった意見を抜粋して記載します。

■ 宮西連区

地域の福祉課題	
・人のつながりが薄くなっている	・親世代の交流が少ない
・商店や喫茶店等、集いの場が減っている	・子どもに関する相談窓口がない
・子ども会活動で対応できない問題が出てきている	
・子どもや家庭の問題について、町内会等に情報が入らず把握できない	

■ 貴船連区

地域の福祉課題	
・地域で買い物を助けてくれる人や、外出を支援してくれる人がいるとよい	
・周囲の障害に対する理解	・高齢者のふれあいの場の開催
・高齢者の送迎支援	・町長会と協力して災害時要援護支援

■ 神山連区

地域の福祉課題	
・喫茶店等、集まる所が減っている	・老々、独居では暮らしにくい
・他者への関心が薄く、とのつながりが弱いため、信頼関係づくりが難しい	
・不審者等の情報がよく入ってくる	・子どもに声を掛けても不審者と思われる
・プライバシーの問題もあり、虐待が疑われる場合等の家庭への介入が難しい	
・地域活動の中でも個人主義化が進み、現地に直接行くなど家族で動いてしまう	

■ 大志連区

地域の福祉課題	
・若年層、子育て世代、女性の地域運営参加	
・高齢者と子ども、親との生活にギャップがあり、三世代交流が難しい	
・生活バス等、移動手段に困る	
・マンションに若い世代が増えたが、世代構成の変化に行事や制度がついていくていない	
・個人情報の壁にあたり、連絡が取りにくい	
・「子どもは地域=町内で育てる」という気持ちが薄れている	
・優秀な人材の地域行事への参加が少ない	・人のつながりが弱い

■ 向山連区

地域の福祉課題	
・災害時の避難先が遠い地区がある	
・サロンや行事の開催地が遠く、参加しづらい人がいる	
・毎年町長会が代わるので、地域課題の把握が難しい	

■ 富士連区

地域の福祉課題

- ・多世代交流としても、各運営に学生にもっと入ってほしい
- ・今後も地区ごとに各分野の関係者と話し合う場所がほしい

■ 葉栗連区

地域の福祉課題

- ・包括支援センターが遠い
- ・相談できる体制づくり
- ・個人情報の問題で名簿が見られないため、団体（グループ）がつくりにくい
- ・民生委員だけでは把握、訪問が難しいため、町内会との協力が必要
- ・高齢者に対するフォローが近所でもなかなかうまくいっていない
- ・民生委員だけでなく地域での災害時の支援
- ・コロナ禍で外出先、集まる場所が減少
- ・訪問看護サービスが北部地区に1カ所のみ
- ・老人クラブ会員が80歳以上で後継者がいない
- ・ボランティアスタッフの不足
- ・高齢者の買い物難民の増加

■ 西成連区

地域の福祉課題

- ・見守りネットワークが機能していない
- ・障害のある人（子ども）や障害のある人（子ども）がいる世帯の働く場所の確保
- ・免許証返納
- ・住民同士のつながり、見守りネットワーク
- ・ヘルプマークの認知度が低いため、宣伝してほしい
- ・災害時の対応について
- ・町内会長や民生委員が1年ごとに代わってしまう
- ・市営住宅の高齢化
- ・高齢者の買い物が不便
- ・高齢者、ひとり暮らしの高齢者の住宅対策

■ 丹陽町連区

地域の福祉課題

- ・老人会の数が減っている
- ・名簿の個人情報を教えてもらえず、災害時等いざという時に困る
- ・人が集まるサロンをつくる
- ・何でも相談できる所をつくる
- ・子ども会をやめる人が多く、行事ができなくなる
- ・子育ての悩み、心配ごとを聞いてもらえる人がいない
- ・避難名簿等、個人情報の活用・共有方法
- ・イベントの開催で顔のつなぎをする
- ・町会長になる人がいない
- ・町内の認識が低い

■ 浅井町連区

地域の福祉課題	
・ごみ捨て場がほしい	・暗い道が多い
・バスを拡げてほしい	・朝夕のバスを増やす
・外出しにくい	・点字ブロックがない
・民生委員・児童委員のなり手がいない、町内会役員に組み入れる	
・民生委員・児童委員の事業内容・仕事を明確にする	
・元気な高齢者が多い反面、ひとり暮らしの人は忘れられてしまう	
・他人の世話になりたくない人が多い	

■ 北方町連区

地域の福祉課題	
・人と人の日常的交流の場の減少、町内会脱会の人も増えはじめた	
・ふれあいサロン数が少なめ	・高齢者の交通安全を進めてほしい

■ 大和町連区

地域の福祉課題	
・高齢者の移動手段がない 役所、病院等へ行くのに不自由	
・児童公園の偏り 安心して遊べる場所の確保	
・高齢化により、クラブ・サークルへ参加しづらくなった	
・新しく地域入りし、なかなかはじめない方が多い	
・高齢者福祉の地域格差が大きい	・福祉施設がない
・子ども会に4割が入っていない	・参加意識の向上
・昔から住んでいる人と新しく住んでいる人との世代間ギャップ	

■ 今伊勢町連区

地域の福祉課題	
・新旧の住民を融合する手段、場をつくる	
・団体・町内会等との関わりが持てればよい	

■ 奥町連区

地域の福祉課題	
・老人会に入会しているといろんなメリットがあるとよい	
・朝ご飯を食べない子どもがいる	・アパートの住民の把握が難しい
・団体の資金源が減っている	

■ 萩原町連区

地域の福祉課題	
・相談窓口の知名度が低く、相談まで時間がかかるところ	
・独居の把握が不十分	・役員が同じ人になる
・個人情報により地域住民の把握が難しい	
・役員の仕事を誰でもできるようなしくみにし、役員の職務を減らす	
・新しく家が建てられない	・サポート体制の明確化
・町内間のコミュニケーションの構築	
・人口減少 若い世代を集める	・子育てママへのサポートづくり
・女の子は地元（萩原）に戻ってくる傾向	

■ 千秋町連区

地域の福祉課題	
・危機管理がなっていない	
・町内会の役員がすべて1年交替で継続性がない	
・調整区域で家・マンション等が建たないため、子どもの数が増えない	
・ごみ収集場所が狭く車がごみを踏みつけたり、ごみ出しルールを守らない人がいる	
・老人クラブの会員が少なく、クラブの数も減っている	
・子どもの登下校時の見守りをする人（高齢者）がいない	
・見守りが必要な地域住民の発見と、支援につなげるための知識向上	
・民生委員として地域とのつながり方、委員の存在周知方法の模索	
・コロナ禍でできることを考える	

■ 起連区

地域の福祉課題	
・様々な意見を言える場所が必要	・イベントスペースとして安全な場所が必要
・連区内でグループ化されているため、他との協力が必要	

■ 小信中島連区

地域の福祉課題	
・夜間や救急時に手話通訳を呼ぶことができない。隊員の方との会話も筆談になる	
・福祉関係の各組織の役割をはっきりさせる	
・役所の資料と自分たちが知っている情報が違う	・個人情報の扱い
・隣近所で知らないこと多く、見つけられない課題が多くある	
・行政と地域で活動するボランティアとの関係が難しい	
・次世代が一緒に住んでいないため、どうなっていったかわからなくなる	

■ 三条連区

地域の福祉課題	
・高齢者のニーズを知らない	・高齢者だけでなく子どもの福祉にも注力する
・町内会の運営に若い人の意見が反映されていない	
・人間関係、隣近所との付き合いが希薄	
・民生委員等の負担増の一方、任期により独居の方とのつながりができていない	
・相談先を住民に知らせるものを増やす	
・市の窓口が広く、対応力もUPしている	
・家から出てこない人、出てこれない人への対応	
・個人情報の問題もあり、災害時に全員を見回ったのか分からなくなる心配がある	
・町会長同士の連携やコミュニケーションをよくしていくことで連区を盛り上げる	

■ 大徳連区

地域の福祉課題	
・子どもが安心して遊べる場	・買い物難民をなくす
・参加者が興味の持てる企画をし、いろいろな行事に参加してもらう	

■ 朝日連区

地域の福祉課題	
・手話通訳の派遣範囲の拡大	・昼間ひとりになる高齢者の支援
・買い物支援制度	・買い物等の交通が不便
	・交流の場

■ 開明連区

地域の福祉課題	
・様々な役を2年程度で交代	・地域に興味を持ってもらう
・子ども会が何をしているか、何をしなければならないかを伝え、考える	・発信力の向上

■ 木曽川町連区

地域の福祉課題	
・障害のある会員に、もっと介護保険※のことを知ってほしい	
・若い世代が地域行事に参加しない	・見守りネットワーク活動
・コロナ禍で人が集まる機会が減っている	
・コロナ禍において、老人クラブやサロンで工夫した活動が求められる	

4. ワークショップからみる本市の現状

(1) ワークショップの概要

① 実施の目的

本計画の策定にあたって、本市における地域共生社会の姿を市民の視点から検討し、計画策定の基礎資料とすべく、全3回のワークショップを実施しました。

実施にあたっては「テーマ①：意識づくり（福祉教育）」「テーマ②：連携体制の構築」「テーマ③：地域交流・参加促進／小地域の活動活性化」として、それぞれグループに分かれて話し合いを進めました。

② 実施概要

- ◇ 対象者 : 公募による一般市民
- ◇ 実施手法 : ワークショップ形式による意見交換・集約

題 目			
日 時		テマ	会 場
第1回 地域の状況を話し合い、課題を共有しよう！			
令和4年6月4日(土)	10:00～11:30	①・②	本庁舎 1401 会議室
	14:00～15:30	③	
第2回 私たちができる取組について話し合おう！			
令和4年6月11日(土)	10:00～11:30	①・②	本庁舎 1401 会議室
	14:00～15:30	③	
第3回 一宮市の地域共生社会のあり方について話し合おう！			
令和4年6月18日(土)	10:00～11:30	①・②・③	本庁舎 1103 会議室

(2) ワークショップの結果

全3回のワークショップを重ねる中、第3回では、第1回と第2回で把握してきた課題や取組を踏まえながら、本市における地域共生社会のキャッチコピーを検討するとともに、これまでの検討内容の成果を発表しました。

その発表の内容を取りまとめ、次に記載します。

テーマ① 意識づくり（福祉教育）

だれでも交流できるまちづくり

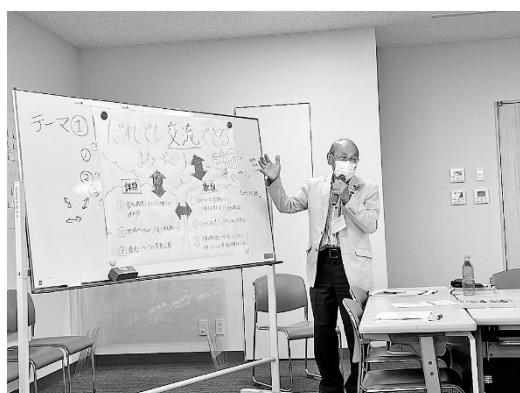
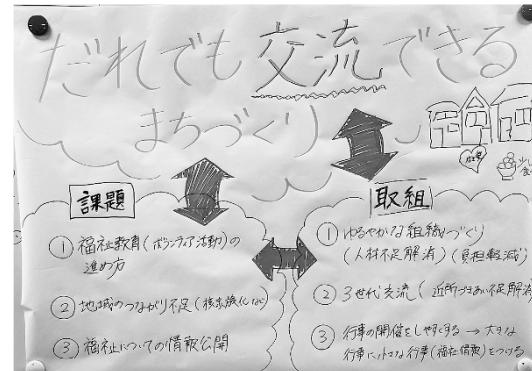
「だれでも交流できる」とは、若い世代も高齢者も誰もが参加できる地域づくりをめざしていくことである。「テーマ」「課題」「取組」の3項目は一体的なもので、かつ相互に関連し合っているのではないかということで、関係性も含めて提案した。

課題は3点にまとめた。1点目が福祉教育、ボランティアの活動を含めたもの全般を指摘したが、その進め方が問題かと思う。2点目の地域のつながり不足については、核家族化によって若い世代と旧来の住民との断層ができていること。3点目は福祉についての情報公開が不足しているのではないかといった点。小地域にまで情報が届いていない。市から広報や福祉のしおりが来ていると思うが、読まずに机の上に置かれたままになっていたりする。

取組も3点にまとめた。1点目はゆるやかな組織づくりに向けて、役職を強調しないこと。強調しすぎるとかえって負荷がかかり、参加者が出てきてくれない。こうした強制が住民に負荷をかけ、人材不足につながってくるのではないか。役割の重圧のようなものが解消されるならば、自分のできる時間で役割を受けてくれる人も出てくると思うので、人材不足の解消にもつながると考える。こういった点をみんなで共有し、負担軽減をめざしていく。2点目は三世代交流とした。加えて三世代交流のみならず、近所付き合いの希薄化を解消するために、小さなコミュニティを形成するための一つの手段としての三世代交流を意見としていただいたもの。3点目は行事の開催をしやすくすること。これまでには係や、しなければならないことなどを言いすぎていたが、できるだけ負荷等をなくし、開催しやすくなることが大事であると考えた。大きな行事ばかりだと参加できない人もいるので、小単位のコミュニティとしての行事（小さな行事・イベント）を大きな行事に組み

込んでいくことや、福祉のことや、町内のことについて話し合うことなどが考えられる。そうすると、みなさんが会員になることや、関わることへの雰囲気ができるのではないかと思う。

提案の模造紙には三軒の家を書いていますが、の中に「付き愛」と書いた。つくった食べ物を持っていくなど、昔はこういった関係ができていたが、こういった付き合いが改めてできるといよいのでは。そうすれば、めざす姿も実現できると思う。



テーマ② 連携体制の構築

やっぱりいいよね・一宮 ~ウェルビーイングタウン~

地域福祉を推進するうえでの連携体制を考えたときに、やはり行政との連携が必要との課題がみなさんからあがってきた。行政と地域とが連携していくという中で、地域においては町内会が地域の単位として当てはまり、我々はその視点で話を進めてきた。グループで考えたコンセプトは「やっぱりいいよね・一宮 ウェルビーイングタウン」を理想として掲げた。

このコンセプトを達成するために、ハードとソフトの側面から考えた。ハード面としては、一宮市としてモデル施設をつくるといった結論に至った。そのモデル施設は、福祉に対してのアンテナ施設であったり、異年齢の方が集ったり、インクルーシブで誰もが集える場としての役割を持つというものである。このモデル施設から福祉の情報が発信される。

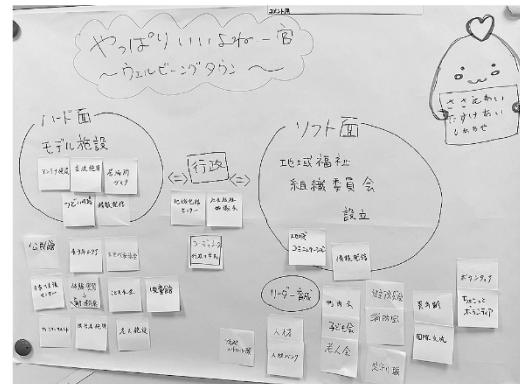
ソフト面としては、地域福祉を推進するための委員会を設立してはどうかとの意見が挙がった。町内会でも悩んでいる人が多いということは、今回のワークショップを通じて感じたことである。そのため、こういった人たちの意見を吸い上げ、地域福祉を考える組織委員会を立ち上げてはどうかという意見である。

このハードな側面の取組（モデル施設）と、ソフトな側面の取組（組織形成）をつなぎ合わせるのは行政の役割であるというように考え、模造紙の真ん中に位置づけている。行政との連携体制を構築することで、この理想が実現できるのではないかと考えている。

また、このハード面から派生するところとして、モデル施設から公民館、子育て支援センターなどに枝分かれのように連携していくってはどうかと考えた。地域組織委員会の設立といった体制づくりができることにより、町内会をはじめ、子ども会、老人会など、地域

の福祉に結びついていくのではないかと思う。枝分かれし、波及していくような組織体を模造紙の下のほうに入れさせていただいた。

これらをまとめて推し進めることにより、冒頭で述べたような「やっぱりいいよね・一宮 ウェルビーイングタウン」が実現できるのではないかと考えた。



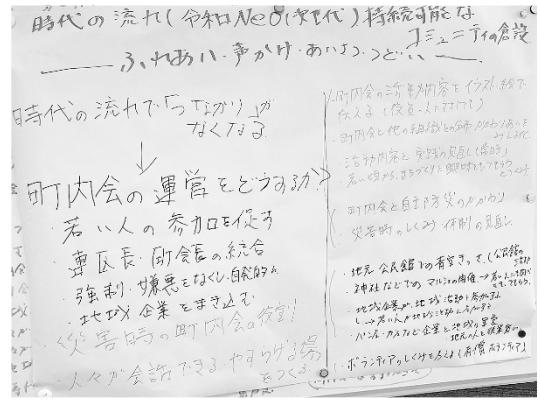
テーマ③ 地域交流・参加促進／小地域の活動活性化

時代の流れ(令和NEO(次世代))持続可能なコミュニティの創設 — ふれあい・声かけ・あいさつ・つどい —

当グループでは、時代の流れとともに人々のつながりが希薄化していることや、まちづくりや地元への関心のなさが顕著にみられるのではないかといった認識の中で話し合いを進めた。

地元住民の交流の場である町内会については、人それぞれのイメージがあると思うが、時流に即した運営なのかという課題が出された。町内会には強制感や自分の土・日がつぶれるなど、嫌悪感を持っている人もいると思う。それらを払拭して若い人の参加を促すためには、どうしたらよいのかということを話し合った。さらに、企業を巻き込んで何かできないかということを考えた。また、いつかくると言われている大規模災害に対して、町内会の役割を今後どうしたらよいかについて話し合った。災害時は人のつながりが大切であるが、そのためには今まで以上に人の交流が必要だと思う。そのために会話をする場や安らげる場をつくっていくことが必要であるという課題が出た。

取組内容は、町内会の活動をイラストや絵で伝え、役員の人に対しても知ってもらいつつ、町内会と他の組織との分布・関わりを見る化すること。また、活動内容や実践の見直しとともに、若い頃からまちづくりに興味を持ってもらう取組も必要だと意見が出た。さらに町内会と自主防災組織※の関わり、災害時のしくみ・体制の見直しという意見もあった。時代の流れの中で、つながりが希薄化することは効率的だと思われる一方で、LINEなどのSNS※で人と人のつながりを求めている。そういうつながりづくりの役割を町内会で担ってもよいのではないかといった立ち位置から、地元公民館での青空喫茶、公民館活動の活性化、地元のシンボルである神社などでのマルシェの開催などを考えた。マルシェの開催により若い人が町内会活動に参加するようになるし、そのことで若い人がつながっていく。また、地元企業が地域活動に参加することで、企業の若い従業員が地域活動に参加する。そうすることで町内会に対して若い人の障壁がなくなっていくのではないかと思う。企業と町内会がカフェやパン屋などを運営し、主婦や高齢者などの地元の人を従業員として雇うなどにより、地元、さらには企業をも巻き込むにつながる。また、有償ボランティアとしてボランティアのしくみを考えることも提案として出た。



5. 地域福祉における現状と課題のまとめ

課題 1 人口減少社会における支え合い・人づくりの必要性

本市の人口は増加傾向で推移してきましたが、令和2年における国勢調査ではわずかながら減少しており、以降は減少が続くものと見込まれます。また、全国水準までには至らずとも、本市は少子高齢化を背景としながら、近い将来において全国の人口構成をフォローしていくことが予測されます。そのため、本市の実情と全国的な事例を比較検討しながら取組を進めていくことがポイントになると考えられます。

人口減少社会の中にあって、地域福祉の推進における担い手の育成・確保は喫緊の課題です。そのため、既存の活動支援はもとよりその育成を進めながら、多様な人材の確保に取り組む必要があります。同時に、継続的な福祉教育を推進することは、福祉人材の確保につながるとともに、地域における理解促進にも寄与するものと考えられます。

課題 2 地域福祉の環境づくりの必要性

地域における支え合いは、有事の際にその真価を発揮するものと考えられるため、そのことを念頭に置いた継続的な環境づくりによって、地域共生社会を実現していくことが重要です。また、「支え合う地域づくり」に向けては、普段からのつきあいや関わり合いの重要性を認識している市民が半数以上いることがアンケート結果からうかがえることから、「支え合い」をキーワードとした地域づくりの在り方について、交流を深めながら議論を重ねていく必要があります。

地区別懇談会やワークショップでは、地域におけるつながりの希薄化が課題として浮き彫りになりました。コミュニケーションツールとしてのSNSの進展により、一定のつながりはつくられていますが、改めて町内会などの自治組織による関係づくりの重要性が、支え合いの基盤として認識されるとともに、その持続可能な在り方の模索が、地域住民の対話のもとで進められていくことが課題となっています。

さらに防災活動や防犯活動をきっかけにしながら地域・個人の意識を高めるとともに、地域福祉の環境づくりを進めることができます。

課題3 支援が必要な人を支える体制整備・強化の必要性

本市における人口減少社会の到来を踏まえながら、支援が必要な人に対する福祉サービスの充実に取り組んでいく必要があるため、行政のみならず多様な主体の連携が、これまで以上に欠かせないものとなります。そのため、多様な機関の連携を促すとともに、協働を推進していくことが重要となります。

市民アンケートの結果によると、不安や困りごとについては、家族や親戚、友人・知人へ相談している人が多くを占めている一方、行政機関や社会福祉協議会が実施している相談サービスの認知度は半数を割り、さらに利用割合も低くなっています。不安や困りごとに対して、身近な人への相談で解決できている側面と、一方で相談サービスの存在を知らないがために身近な人へ相談している現状も考えられ、その中で不安や困りごとがすべて解決できているとは考えにくいことから、専門的な相談サービスにつなげられるよう取組を進めることが重要となります。こういった状況は相互補完的であるため、相談サービスを充実させるとともに認知度を向上させることが、市民にとっての相談先を多様なものにするとともに、不安や困りごとの解決につなげられるものと考えられます。

さらに、地域における生活課題は複雑多様化が進んでおり、その複合化した課題を「我が事」として捉え、地域が一丸となって解決に取り組んでいく必要があるため、重層的な課題解決に取り組んでいくことが求められます。

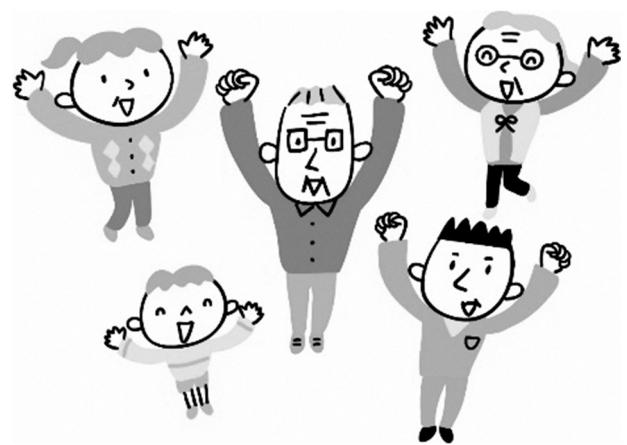
課題4 地域福祉を支える基盤強化の必要性

アンケートの結果から、6割以上の市民が日々の生活に必要な福祉の情報が得られていないということが明らかになりました。地区別懇談会やワークショップでも、情報発信と情報共有の重要性は、課題として挙げられています。

そのため、情報を必要とする人への的確な情報が届けられるよう、情報発信力の強化が必要です。さらに、情報発信の充実は課題認識の向上をも促すことが期待されます。

また、それと同時に複合化する課題に効果的に対処していくため、福祉サービスの充実や基盤整備・強化に取り組むことで地域共生社会を実現していくことが求められます。

町会長や民生委員・児童委員を対象としたアンケートでは、双方の継続的な連携意向だけでなく、さらなる関係強化の意向が示されています。基盤整備とその強化に努めつつ、市全体が「丸ごと」つながるようなネットワークの強化も求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたっては、地域に暮らす住民等、様々な担い手の、相互の助け合いが欠かせません。

これからも、そのような関係を大切に育みながら、地域における生活課題を解決していくことが求められます。

そしてさらに、こういった活動を積み重ねていくことで、本市としての包括的かつ重層的、そして持続的な地域づくりが進められるものと考えます。

このような考えを踏まえつつ、本計画における基本理念を次のように定めます。

いつまでも ともに育む “いちのみや”

～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～

2. 基本目標

基本目標1 地域を支える担い手づくりの推進（人づくり）

本市における地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる人材の確保・育成が欠かせないものとなります。それぞれの専門的な知見・立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めるとともに、地域への関心を高め活動への参加を促進するための福祉教育についての取組を進めるなど、地域を支える担い手づくりの推進に取り組むことにより、“人づくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

基本目標2 地域福祉活動の推進（環境づくり）

ボランティア活動や協働の取組が持続的に展開できるような支援や、交流の促進に向けた取組を進めます。また、地域において日頃からのつながりを育むことは、防災や防犯に向けて重要であるという視点から、防災活動や防犯活動を推進します。さらに、個々人が地域によってあたたかく見守られているという実感を持てるよう、活動の展開に努めるなどの地域福祉活動の推進により、“環境づくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

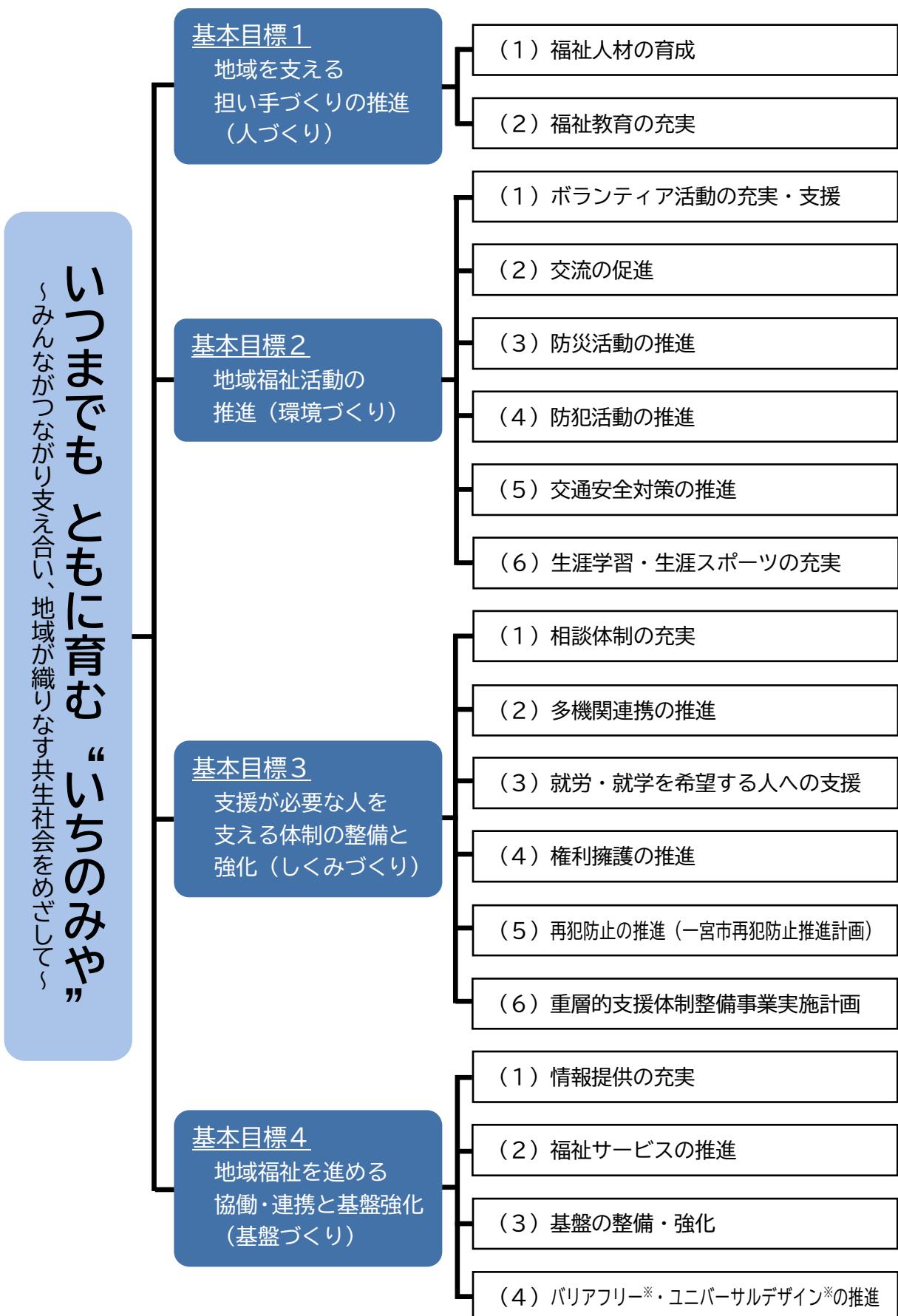
基本目標3 支援が必要な人を支える体制の整備と強化（しくみづくり）

地域福祉の推進にあたっては、住民や地域、専門職、社会福祉協議会、行政等が連携し、複雑多様化する地域課題を解決していく必要があります。そのため、多様な主体による地域活動の促進や、課題を受け止める包括的な相談体制の充実に努めます。また、地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるための連携強化や権利擁護※、就労支援、重層的な支援体制の整備に計画的に取り組むなど、支援が必要な人を支える体制の整備と強化を図ることにより、“しくみづくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

基本目標4 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化（基盤づくり）

地域における生活課題は複合化とともに多種多様なものとなっています。その効果的かつ効率的な解決のため、福祉に関する情報発信を充実させ、地域福祉を進める協働・連携と基盤強化に取り組むことにより、“基盤づくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

3. 計画の体系図





第4章 施策の展開

1. 地域を支える担い手づくりの推進（人づくり）

（1）福祉人材の育成

【施策の目的】

本市における地域福祉を推進し、地域共生社会を実現していくためには、地域福祉活動に取り組む担い手の育成・確保に向けた取組が欠かせないことから、地域福祉への関心を高め、活動に参加するきっかけとなるような働きかけを進め、新たな担い手を確保・育成するとともに、活動の中核となるリーダーの育成に取り組む。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・町会長及び民生委員・児童委員調査では、地域の支え合い活動を進めるにあたっての課題について「活動に関わる人が少ない」という回答が6割近く寄せられました。また、町会長では約4割、民生委員・児童委員では約3割がリーダーの不在を課題として挙げていることから、本市人口が減少傾向にある中で、リーダーを含む福祉人材を育成し、確保していくことが求められています。
- ・地域における支え合い活動の裾野を広げ、活動が持続的なものとなるよう、あらゆる活動における参加者の増加や、リーダーが適切な期間続けられるしくみづくりが求められています。
- ・高齢化率の上昇に伴い介護サービスが必要な高齢者は増加することが予測されます。介護職員の有効求人倍率は増加しており、現状で不足しているだけでなく、介護人材の需要推計では、国全体で2023年度約22万人、2025年度では約32万人の介護職員が不足すると見込まれており、この問題を解消するためには年間約5万人の新たな介護職員を確保する必要があります。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員の活動を支援するため活動にかかる経費を補助し、民生委員・児童委員の職務の連絡調整など民生委員が活動しやすい環境づくりに努めます。また、新たな人材の確保・育成も視野に入れた活動支援を進めます。

取組の名称		取組の内容
2	更生保護活動支援	保護司会活動をはじめ更生保護にかかる経費の補助など支援します。また、保護司の連絡調整や人材の確保など、保護司会における事務局事務を行います。
3	介護人材等の確保	介護サービスのニーズの高まりとともに、介護人材の必要な数も増え続けるため、事業者の介護人材の確保に向けて、必要な情報の周知や業務の効率化などの支援を実施します。
4	認知症サポーター※養成講座	「認知症になっても安心して暮らせるまちづくり」をめざし、認知症サポーターを養成します。
5	ゲートキーパー※養成研修会	「いのちの門番」である、ゲートキーパーの養成研修会について、民生委員・児童委員及び市民を対象として開催します。

◆社会福祉協議会の取組◆

取組の名称		取組の内容
1	ボランティア講座の開催	障害のある人への情報保障の手段としての手話や音訳、相手に寄り添って話を聞く傾聴などの講座を開催し、ボランティア活動への参加のきっかけづくりを行います。 多様な価値観や新たなニーズに対応した講座の実施により、新たな人材の確保・育成に努めるとともに、住民同士の支え合いの意識を育みます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域福祉活動について理解を深め、積極的に参加する。
- 担い手の養成講座などに参加する。
- 地域福祉活動の積極的な情報発信を行う。

(2) 福祉教育の充実

【施策の目的】

地域福祉活動の担い手確保に向けて、子どもの頃からの学びを進めるとともに深めつつ、その一方で気軽に参加してもらえるような、知るための機会を拡充することで「福祉のこころ」を育むための取組を進めるなど、福祉教育の充実を図る。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・市内小・中学校の全 62 校（私立を含む）と高等学校の 4 校、計 66 校を福祉推進校として指定して、福祉教育を展開している中で、学習段階に応じた学習メニューの設定とともに、学校外における活動への支援体制の構築を進める必要があります。また、学校からの福祉教育に関する相談体制についての連携が不足している状況にあるため、その強化が求められています。
- ・ボランティア活動の推進等に特化した特別指定校の指定とともに、学校との連携を強化することで、福祉教育のさらなる充実を図ることが重要です。
- ・本市では、小学 6 年生を対象としてまちづくりへの興味を喚起すべく取組を進めていますが、講座を希望する学校が少ない状況です。そのため、地域福祉とまちづくりの関係性にも訴えかけつつ、継続的な情報発信を進める必要があります。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	まちづくり子ども出前授業の実施	小学 6 年生を対象に「市民もまちづくりを担う」ことの重要性を認識してもらうとともに、自らもまちづくりに関わりたいと思ってもらうことを目的としてパンフレットを配付し、希望する学校へ出前授業を実施します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉推進校と連携した 福祉教育の推進	<p>市内の小・中・高等学校を福祉推進校として指定し、体験だけにとどまらず、参加者が福祉について考える福祉実践教室を学校と共に開催します。また、福祉教育の一環として、施設でボランティア体験の実習を行います。</p> <p>今後は、年齢に応じた福祉体験メニューの設定や、学校からの福祉教育に関する相談体制の構築を進めます。</p> <p>また、ボランティア活動の推進などに特化した特別指定校の指定について検討します。</p>
2	子ども向けのボランティア教室の開催	<p>学校外でも様々な福祉体験を通して学びを深められるよう、子ども向けのボランティア教室を開催します。その中で、障害のある人や高齢者への接し方や介助方法などを学び、「思いやり」や「助け合い」の精神の理解を深めるとともに、若者に対して将来にわたって地域福祉に参加する意識の醸成に努めます。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 福祉に関心を持ち、図書館やインターネットで調べることにより、知識を深める。
- 地域や行政が開催する福祉学習やボランティア教室に積極的に参加する。

2. 地域福祉活動の推進（環境づくり）

（1）ボランティア活動の充実・支援

【施策の目的】

市民の積極的な地域活動に対して支援を行いつつ、ボランティア活動の充実・支援を行うとともに、協働の推進を図ることにより、地域活動の活性化をめざす。

【施策を取り巻く現状・課題】

- 市民アンケートの結果、地域活動への参加意向は、「ぜひ、参加したい」「条件によっては参加してもよい」という回答が6割近くにのぼりました。こうした人が積極的に参加できるよう、情報発信を充実させるとともに、参加しやすい環境を整えていくことが重要です。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	市民活動へのサポート	市民活動団体が行う公益的な社会貢献活動に要する経費に対して補助金を交付し、多様化する地域社会の課題解決に向けた活動を支援・推進します。市民活動を新たに始める人や若者層といった活動初期団体への補助により、市民活動の裾野を広げていきます。
2	市民向け講習会の開催	市民による市民活動や協働による取組について、市民活動団体の関係者や、興味・関心のある市民が参加して勉強会を開催します。
3	市民ボランティア等による環境保全活動の推進	市民ボランティアや公園愛護団体による公園の維持管理への継続的な支援を行います。 また、環境保全の啓発とともに、その意識向上のためホタルをはじめとする多様な生物が生息できる環境づくりに取り組む市民ボランティアの活動を支援します。
4	地域ボランティア輸送支援事業	公共交通では対応しきれない、高齢者等の日常における移動手段の確保について、地域課題として捉えている地域団体が自主的にボランティア運転手を確保して実施する輸送サービスに向けて費用を支援します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ボランティアセンターの機能強化	<p>ボランティア活動を行う個人・グループと、支援を求める人・団体をつなぐ『活動と担い手のマッチング』機能を高めるなど、社会福祉協議会内に設置しているボランティアセンターの機能を強化し、地域住民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備します。</p> <p>また、ボランティア団体間の交流や連携の活性化を図るとともに、市民活動支援センターや社会貢献を目的とする地元企業等との連携を深め、地域社会の課題解決に向けた活動を推進します。</p>
2	ボランティア活動の啓発及び参加促進	<p>ボランティア活動を PR するイベントや各種ボランティア養成講座を開催し、広くボランティア活動の啓発及び参加促進を図ります。</p> <p>また、ウェブ媒体や社協広報紙を活用し、ボランティア活動の情報発信を行います。</p>
3	ボランティア団体の活動支援	ボランティア団体への補助金の交付、備品の貸し出し、活動場所の提供などを通じて、ボランティア活動を支援します。
4	災害ボランティアセンターの設置準備	<p>ボランティア、関係機関と協力し、災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に関する訓練を定期的に行い、災害時の運営の具体的なイメージを共有します。</p> <p>災害ボランティアセンターの運営を担う「防災ボランティアコーディネーター」の育成に取り組みます。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- ボランティア活動に興味を持ち、地域の活動について調べることにより、理解を深める。
- ボランティア活動へ積極的に参加し、また、周囲の人を誘ってボランティアの輪を広げる。
- ボランティア活動の積極的な情報発信を行う。

(2) 交流の促進

【施策の目的】

様々な分野において居場所づくりや見守り活動が積極的に推進されている中、これらの取組に加えて、多世代交流等の多様な属性・背景を持った人が気軽に交流できる場を設けることで、多様性を受け入れることができる地域づくりを推進する。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大を背景に、対面による交流機会は大きく減少しましたが、デジタルツールとの併用により、よりよい交流機会を創出することが求められています。
- ・地域福祉の推進のためには、地域の中に誰もが集い交流することのできる「居場所」があることが重要です。世代や所属などに関わらず自由に、かつ気軽に立ち寄ることができる、その地域に暮らす誰もが日常的にふれあえる場所・機会を、地域の実情に応じたかたちで創出し、地域の交流を促していく必要があります。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉バス運行事業	市民相互の連帯と交流を深めるとともに、福祉の増進と健康の保持に役立てる目的で、福祉バスを運行します。
2	子育て支援センター事業	子育て支援センターや子育てひろばを開設するとともに、子育て中の親子が気軽に利用できる交流の場を提供します。
3	児童館の管理・運営	児童の情操を豊かにするとともに、親子や保護者相互の交流を促進するため、児童館を管理・運営します。 また、老朽化が進んでいる児童館については、順次計画的に大規模改修を進めます。
4	いきいきセンター事業	いきいきセンター4施設、いこいの広場12施設、つどいの里5施設の、計21施設を設置し、地域における高齢者の健康で明るい生活に向けて、健康増進や教養の向上、レクリエーション等に取り組みます。 また、つどいの里については介護予防と健康増進のため、介護予防拠点としての世代間交流を図ります。

	取組の名称	取組の内容
5	おでかけ広場づくり推進事業	家に閉じこもりがちな高齢者が、気軽に立ち寄ることができる住民主体の通いの場「おでかけ広場」を募集、認定し、通いの場マップを作成して市民へ周知し、高齢者同士の地域活動の促進を図ります。
6	一宮市国際交流協会への支援を通じた国際交流の推進	<p>市民による幅広い国際交流活動を推進するため、世界に開かれた地域づくりと国際社会の発展に寄与することを目標に活動する「一宮市国際交流協会」への支援を行います。</p> <p>国際交流協会の主な活動は、①外国人と市民との交流の推進、②異文化理解を深め、国際感覚豊かな人材育成に向けた研修、③ボランティアや民間交流団体の育成や協会活動の広報、そして外国籍市民が安心して暮らせるまちづくりに向けた情報発信です。</p> <p>さらに、ボランティアによる外国人向け無償日本語教室を引き続き実施することにより、多文化共生の拠点としての役割を果たしています。</p>
7	公園・緑地の整備	地域住民が集う拠点としての公園が、安全・安心に利用できるよう、老朽化した施設の更新や適切な維持管理を計画的に進めます。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ふれあい・いきいきサロンの活動支援	<p>地域の誰もが気軽に集える居場所づくりを推進するため、サロン運営団体への運営費補助金の交付、備品の貸し出し、出張サロンなどによる立ち上げ時の支援、サロン交流会などを通じて、サロン活動の普及と活性化を図ります。</p> <p>また、企業等と連携し、開催場所の提供やサロンでのプログラム提供を行うなど、地域ぐるみの協力体制を構築します。</p>
2	見守り活動の推進	ひとり暮らし高齢者や障害のある人等に対して、支会の機能を生かし、地域住民による日頃の声掛けや交流を行うことにより、地域とのつながり・見守りのネットワークを築くとともに、課題の早期発見や地域からの孤立を防ぎます。
3	おもちゃ図書館の運営	<p>就学前の子どもを対象におもちゃ遊びを通して豊かな感性の育成や、他の子ども、ボランティアとの関わりから社会性を育みます。</p> <p>また、子育て中の親が気軽に情報交換できる居場所づくりを行い、子育て世代の孤立を防ぎます。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域の様々な居場所づくり活動、祭りやイベントなどの交流事業へ参加する。
- 気軽に参加できる行事やサロンなど交流機会や場の確保、充実を図るとともに、積極的な情報発信を行う。

(3) 防災活動の推進

【施策の目的】

安全・安心な暮らしの確保に向けて地域ぐるみの防災活動を推進する中で、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、有事における被害軽減を図るとともに、地域福祉に対する意識を育む。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・自然災害の激甚化が指摘されている中、本市の地域では南海トラフ地震の発生も危惧されています。そのため、有事の際に向けた「日頃からの備え」として、地域の連帯や地域力の強化も意識しながら、防災活動に取り組んでいく必要があります。
- ・地域の防災活動への参加状況は「参加したことがない」がいずれの年代でも高い割合を占めており、30代以下の年代においては、「防災活動をしているか知らない」が4割以上となっていることが、市民アンケートの結果から明らかになりました。そのため、若い世代の防災活動への参加を促しつつ、地域力の向上を図ることが重要です。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	防災知識の普及・啓発	災害時に適切な行動ができるよう、総合防災訓練や出前講座などを開催し、障害のある人を含む、多くの市民へ啓発活動を行います。
2	自主防災組織の育成・支援	災害時に、障害のある人を含む地域住民が相互に協力し、消火・救出救護、避難誘導活動を行うことができるよう、自主防災組織の育成を進めるとともに、必要に応じて支援します。
3	災害時たすけあい隊 (災害時要援護者支援事業)	大規模災害の発生時、地域の助け合いにより避難の手助けを受けることができるよう、自力や家族の助けだけでは避難できない65歳以上の人などの登録を進めるとともに、その情報を地域で見守ってくれる人(支援者)に提供します。

	取組の名称	取組の内容
4	要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助事業	地震による緊急輸送路等の沿道建築物の倒壊の影響により、多くの人の円滑な避難を困難とする恐れや消火・救助活動の支障が生じないよう、沿道建築物等の耐震改修等の実施に向け、費用の一部を補助します。
5	空き家等への対策	人口減少や高齢化の進展等による空き家の増加が社会問題となっている中、安全かつ安心な生活環境を確保するために、空き家化の予防とその発生の抑制、利活用の促進によって、空き家等の対策を総合的に推進します。また、相続登記がされていないと空き家等の対策が速やかに進まないため、相続登記の啓発を推進します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	災害時要援護者支援事業の実施	災害時たすけあい隊名簿を活用し、登録者と地域支援者とが平時から顔の見える関係づくりが構築できるよう、登録者の状況確認を進めながら、登録情報の更新を支会単位で実施し、全市的な取組として展開していきます。 同時に、地域で登録が必要と思われる人の新たな掘り起こしを行い、登録の促進を図ります。
2	災害ボランティアセンターの設置準備（再掲）	ボランティア、関係機関と協力し、災害ボランティアセンターの立ち上げ、運営に関する訓練を定期的に行い、災害時の運営の具体的なイメージを共有します。 災害ボランティアセンターの運営を担う「防災ボランティアコーディネーター」の育成に取り組みます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域で避難経路や避難場所を確認し、防災訓練を行うとともに、支え合いの意識を育んでいく。
- 防災グッズや非常時の準備、飲料水や非常食、土のうなどの備蓄に取り組む。
- 地域の要援護者支援体制づくりに参加し、支援者や見守りの担い手となる。

(4) 防犯活動の推進

【施策の目的】

安全・安心な暮らしを実現すべく、地域ぐるみで防犯活動を推進する中で、地域の連帯を醸成しつつ連携強化を図り、地域福祉に対する支え合いの意識を育む。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・県内警察署別での本市の犯罪認知件数(刑法犯)は、毎年ワーストランクイングの上位となっていますが、町内会等による防犯カメラの設置や自主防犯パトロール隊の結成により、犯罪は減少傾向にあります。しかし、今後さらに超高齢社会が進展し、高齢者が特殊詐欺の被害に遭うなど、犯罪件数が増加することが危惧されます。
- ・地域のつながりの希薄化が地区別懇談会やワークショップで指摘されていることから、防犯活動を通じた地域のつながりを強化することが求められます。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	自主防犯活動への支援	一宮市民パトロール隊に登録した個人や団体へ、防犯資器材・青色回転灯の貸与や研修会を実施します。また、市民が犯罪の被害者とならないよう「自主防犯」・「共同防犯」を基本とした地域防犯活動を推進します。
2	防犯教室の実施	小学校や老人会、町内会などで防犯教室を実施することで、自主防犯意識の啓発や防犯意識の高揚を図ります。 小学校では1年生を対象にセルフディフェンスを中心とした防犯教室を、老人会や町内会については要望を受けて「いちのみや出前一聴」による防犯教室を主に開催します。
3	青少年の健全育成	地域ぐるみの市民運動や、青少年指導委員による街頭指導、青少年健全育成推進大会の開催など、青少年が心身ともに健やかに育つ地域環境を整えます。 また、地域で行われる青少年の健全育成会活動に対して支援を行います。

	取組の名称	取組の内容
4	後期高齢者への訪問	市内在住の満75歳を迎える市民を対象に、個別訪問や啓発物の配布を行うなどして、防犯についての指導・啓発を推進します。
5	防犯巡回パトロール	青色回転灯装着車による防犯巡回パトロールについて業務委託を進めつつ、要望のあった地区のパトロールを重点的に行うことで、街頭犯罪の抑止を図ります。また、「動く防犯カメラ」としての効果も期待できるため、青色防犯パトロール車へドライブレコーダーの貸与を行います。
6	共同防犯体制強化及び防犯カメラ補助事業	夜間の防犯環境を向上させるために、防犯灯の設置ならびに維持管理に対して補助金を交付します。また、町内会等が行った防犯カメラの設置に対して、その費用の一部を補助し、維持費に対して、定額で補助金を交付します。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- あいさつや声掛けなど、地域内における顔の見える関係づくりを進める中で、地域のつながりの強化を図る。
- 防犯設備を設置するなど地域で防犯対策をする。

(5) 交通安全対策の推進

【施策の目的】

交通安全意識や交通モラルの向上に取り組みつつ、地域の実情を踏まえたかたちで交通安全施設の整備を行うことにより、地域と行政が一体となった交通安全対策を推進する。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・2022年3月末現在、愛知県は自動車の保有台数が全国1位となっており、本市も県内で上位の保有台数となっています。そのために交通量が多いということもある一方で、交通ルールを守らないために発生する事故が多いのも実情です。
- ・今後さらに超高齢社会が進展し、高齢者が当事者となる交通事故による死者数や負傷者数が増加することが危惧されます。
- ・季節ごとの交通安全市民運動の時期に合わせた啓発や出前講座を行うほか、一宮警察署や地域住民との連携を図る中で、幅広い年齢層に効果的な啓発を進めていくことが重要です。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	交通安全運動推進組織の育成	地域住民の交通安全意識の高揚と交通事故防止に寄与するため、地域住民で組織された交通安全会の交通安全啓発活動に対する補助を行います。
2	通学路への安全対策	「一宮市通学路交通安全プログラム」に基づき、①小中学校を対象に、学校関係者を中心としたメンバーによる通学路の合同点検とともに、②毎年度1校を対象に、学校関係者や公安委員会、道路管理者を含めたメンバーによる通学路の総点検を実施します。 また、全小学校の通学路において歩車分離がされていないため、登校児童数が10人以上となる市道を対象として、道路の片側に緑色のカラー塗装を行います。
3	世代に応じた交通安全教育の推進	子どもや後期高齢者を対象とした交通安全教室を実施することにより、交通安全意識とともに、事故予防知識の高揚を図ります。また、地域等の申し込みにより出前講座を実施します。

取組の名称		取組の内容
4	運転免許証の自主返納に対する支援	運転免許証を自主返納した高齢者に対して、「i-バス回数券」等や交通安全啓発品の配布等を行うことにより、自動車の運転に不安を感じる高齢者の運転免許証自主返納を促進するとともに、高齢者ドライバーの交通事故の抑止を図ります。
5	交通安全施設の整備	交通安全上で注意が必要な市道箇所に、道路反射鏡や道路照明灯などの交通安全施設を設置し、良好な交通環境・交通安全の維持・向上を図ります。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域における交通安全対策を進める中で、支え合いの意識を育む。
- 交通安全意識とともに、交通モラルの向上に努める。

(6) 生涯学習・生涯スポーツの充実

【施策の目的】

市民一人ひとりが生涯を通じて、健康でゆとりを実感できる豊かな生涯学習・生涯スポーツ社会の実現をめざして、誰もが前向きに日々の暮らしを送ることができるよう取組を進める。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・地域活動の中で、コロナ禍においても必要性が高い、もしくは再開してほしい取組については、「祭りや盆踊り、運動会などのイベント」に次いで「文化・芸術・スポーツなどのサークル活動」が高くなっていることが、市民アンケートの結果から明らかになりました。ウィズコロナの中、創意工夫を凝らした生涯学習・生涯スポーツニーズへの対応が求められています。
- ・障害のある人が積極的にスポーツに関わることができるように、それぞれの障害に配慮した取組を進め、障害者スポーツの普及・推進を図ることが求められています。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	生涯学習の推進	<p>ライフステージに応じた学習内容の講座・講習会の開催に努めるとともに、市民の自主的な文化・レクリエーション活動を奨励します。</p> <p>また、生涯学習情報誌の発行など、情報発信に努めます。</p> <p>市内 23 連区において地区公民館事業を展開し、家庭・青少年、成人・高齢者、女性を対象とした学習講座の開設や、運動会、盆踊り、公民館まつり等の開催により、地域住民の学習機会の充実やコミュニティづくりを推進します。</p>

	取組の名称	取組の内容
2	生涯スポーツ・ 地域スポーツの振興	<p>ニュースポーツフェスティバルや各連区において気軽に参加できるスポーツ教室を開催し、地域住民の余暇の活用及び体力の増進を図るとともに、コミュニティスポーツの発展をめざします。</p> <p>また、生涯スポーツの普及に向けた広報活動（一宮スポーツ推進委員だよりの発行）を行うことにより、市民の生涯スポーツに向けた意識の向上を図ります。</p>

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ユニバーサルスポーツ※ の推進	<p>ユニバーサルスポーツの普及・啓発を通じて、障害のある人とそうでない人双方の交流の場を創出するとともに、地域共生社会の実現をめざします。また、小地域で「誰でも楽しめる」ボッチャ、カローリング等の体験交流会を開催します。</p> <p>さらに、ユニバーサルスポーツ団体、障害当事者団体、ボランティア団体、行政等の関係者が集まり、ユニバーサルスポーツの推進に向けて定期的な検討会を実施するとともに、協議を進めます。</p>

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域のスポーツ教室へ積極的に参加する。
- 年齢や障害の有無に関わらず、誰もが自分の能力や意欲を生かし、社会参加や生きがいづくりをする。
- 生涯学習に関する情報を収集し、関心を持つ。

3. 支援が必要な人を支える体制の整備と強化（しくみづくり）

（1）相談体制の充実

【施策の目的】

複雑多様化する地域住民のニーズや地域課題を解決すべく、相談体制の充実により社会的孤立を防ぐとともに、状況に応じて必要な支援につなげる。

【施策を取り巻く現状・課題】

- 市民が身近な地域において、いつでも気軽に相談することができ、かつ必要な支援につなげることのできる体制を構築することが重要であるため、地域の相談窓口や相談支援機関を含む様々な専門機関が、お互いの活動内容や役割への理解を深めるとともに、相談対応において積極的な連携を図るとともに、柔軟な体制づくりを進めることができます。
- 不安や困りごとについては、身近な人への相談で解決できている側面と、一方で相談サービスの存在を知らないがために身近な人へ相談している現状も考えられるため、専門的な相談サービスにつなげられるよう取組を進めることが重要となります。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉総合相談室の設置	支援を必要とする人の地域生活を支えるため、主に生活困窮、障害、メンタルヘルス、難病等に係る相談支援を行います。他領域（高齢者、子ども等）を含む複雑化、複合化した相談については、他課（機関）と連携して困りごとの解決をめざします。
2	地域包括支援センターによる相談支援	専門職（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員）が協力して、電話・面接・訪問等により、高齢者の様々な相談に対応します。
3	障害者相談支援センターによる相談支援	障害のある方やその家族や支援者、障害が疑われる方を対象として、電話・面接・訪問等で相談対応します。障害者差別、権利擁護についても対応します。
4	精神保健福祉推進事業	関係者への理解促進、資質向上・連携のための研修や精神障害の各種要因・症状等における講演、家族交流を開催します。また、精神保健福祉上の課題を有する市民及びその家族等の相談に応じます。

	取組の名称	取組の内容
5	精神障害者家族相談	精神障害者（児）本人やその家族が、同じ悩みや苦しみを経験したピア（仲間）から、福祉制度の利用や日常の様々な問題に対して、経験に基づく実践的なアドバイスを受けることにより、精神障害者（児）本人やその家族の孤立無援感をやわらげ、安定した地域生活を送れるよう取り組みます。
6	難病患者地域支援対策推進事業	難病患者本人や家族に対して、疾病や療養生活上必要な知識についての講演及び交流、療養上の不安解消のための医師相談を開催します。また、日常生活上の悩みなどの相談や指導等を行います。
7	子育て家庭を対象とした相談支援	子ども家庭総合支援拠点※として、市民の身近な場所において児童に関する相談支援を行うとともに、ひとり親家庭及び女性への相談支援を行います。
8	母子健康包括支援センターによる相談支援	母子健康手帳交付時の面接、ハイリスク妊婦や妊娠32週の家庭訪問事業を通して、子育て情報の提供と総合的相談支援を行います。
9	スクールソーシャルワーカーの配置	スクールソーシャルワーカーを配置することにより、関係機関等と連携・調整を図りつつ、児童生徒が置かれた様々な環境の問題や、問題を抱えている児童生徒に働きかけていくことによって環境の改善や、児童生徒の立ち直りや学校復帰をめざします。
10	子ども・若者総合相談	子どもの不登校・いじめ・非行・ひきこもり・しつけなどについて、親や子ども自身の悩みに的確な助言と指導を行い、困難な事案については適切な支援機関につなぎます。
11	児童発達支援センターにおける相談事業	発達の気になる子の相談に応じ、適切な支援につなげます。
12	障害児等療育支援事業	在宅の障害のある児童（者）及び発達支援が必要な児童が、身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう地域づくりをめざし、児童や保護者、支援者に対して個別相談や研修会を実施しています。
13	生活困窮者の自立相談支援	生活困窮者が、その困窮状態から早期に脱却するため、状況に応じた包括的な相談支援を実施し、社会的・経済的な自立を図ります。 ○生活困窮者の家計改善支援 ○生活困窮者等の就労準備支援 ○生活困窮者の認定就労訓練

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	各種相談事業	貸付相談、ボランティア相談の他、市民からの様々な相談に対応する体制づくりに取り組みます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 身近に相談できる相手を見つけ、日頃から相談ができるような心構えを持つとともに、相談先を確保しておく。
- 支援が必要になった場合に困らないよう、相談体制やサービス内容等に関する理解に努める。

(2) 多機関連携の推進

【施策の目的】

地域の福祉課題が複雑多様化する中で、それぞれに応じた支援の充実を図るとともに、課題を抱える人が必要な支援を受けられるよう、相談内容に応じた支援につなげていく包括的な相談体制の整備を推進し、さらに、関係機関との連携を強化し、多様な課題に対応できる体制づくりを進める。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・地域の福祉課題が複雑多様化する中、属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める体制整備や、複雑化・複合化した課題について適切に連携して対応する必要性が高まっています。
- ・子育て、介護、生活困窮、障害など、複合的な課題を抱える世帯の相談を包括的に受け止めるための体制を整える必要があります。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	母子健康 包括支援センター事業	母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行います。
2	医療機関で受診する 妊婦・産婦健康診査	医療機関で受ける妊婦・産婦健康診査により、妊娠・出産から育児まで関係機関が連携して支援します。
3	保健センターで実施す る乳幼児健康診査	4か月児、1歳6か月児、3歳6か月児を対象に健康診査を、2歳児を対象に歯科健康診査を、9か月児を対象に健康相談を集団で実施し、必要に応じて関係機関につなぎます。
4	要保護児童対策地域協 議会の運営	「一宮市要保護児童対策地域協議会」において、要保護児童の適切な保護ならびに要支援児童、特定妊婦及びDV（ドメスティックバイオレンス）の被害者への適切な支援を図るため、関係機関等が連携して対応策の協議等を行います。
5	在宅医療と介護連携の 推進	市民が住み慣れた地域で暮らし続けていくことを支えるために、医療・介護にまたがる様々な支援を提供します。

	取組の名称	取組の内容
6	障害者相談支援センター事業	障害のある人がその人らしい地域生活ができるよう支援し、自立の尊厳と社会参加を確保できる地域づくりに努めています。
7	地域包括支援センター事業	高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健・福祉・介護などの様々な面から連携して支援を進め、高齢者一人ひとりに合った支援を行います。
8	認知症初期集中支援推進事業	認知症の専門知識を持つ看護師・精神保健福祉士等がチームを組み、認知症または、その疑いのある人及び家族を訪問し、困りごとをうかがい、ともに解決策を検討します。 また、必要に応じて認知症の専門知識を持つ医師による訪問を行います。
9	認知症地域支援推進員の配置	認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けることができるよう、また地域で支えていくために、認知症の人やその家族の相談に応じるとともに、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして認知症地域支援推進員を各包括支援センターに配置します。
10	生活支援体制整備事業	多様な生活支援・介護予防サービスが利用できるような地域づくりを支援するため、生活支援コーディネーター※を配置します。また、推進委員会を開催し、地域の支援ニーズを把握するとともに、関係者間の連携・協議を行います。
11	多機関協働事業	単独の相談支援機関では支援が困難な事例について、多機関が参加する重層的支援会議を開催し、解決に向けた協議調整を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	生活支援サービスを担う社会資源との連携（生活支援体制整備事業）	地域において多様な支え合いのしくみを構築するため、第1層（全市域）生活支援コーディネーターとして第2層（連区域）生活支援コーディネーターや各種団体の連携強化を図ります。 また、地域分析や必要な施策を検討しつつ、地域住民と情報の共有を進めます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 福祉活動を行う団体や組織とのつながりを深める。
- 自分が活動している団体以外の取組についても関心を持ち、情報を把握する。
- 福祉活動を進めている団体や組織の積極的な情報発信を行う。

(3) 就労・就学を希望する人への支援

【施策の目的】

就労・就学を希望する人の背景にはひとり親や若者、高齢者、障害のある人、経済的困窮家庭など、様々な実情があるが、それぞれの状況に応じた適切な支援を進めることにより、その自立を促進する。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・就労を希望する人が経済的な不安を解消し、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携して取組を進めるとともに、各種相談に対応しながら就労・自立に向けた継続的な支援が求められています。
- ・誰もが身近な地域で働くことができ、就労希望者のニーズに対応できる、多様な雇用の場の確保が求められています。
- ・生活困窮家庭の子どもたちは学校外の学習の機会や環境が十分ではなく、「貧困の連鎖」につながる恐れがあります。そのため、将来を見据えた学習支援や自立する力を育む支援が必要になります。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ひとり親家庭相談支援	ひとり親家庭及び、寡婦に対する職業能力の向上、求職活動に関する支援として、次の事業を行います。 ○ひとり親家庭等キャリアカウンセリング事業 ○母子・父子自立支援プログラム策定事業 ○ひとり親家庭等日常生活支援事業 ○母子家庭等就業・自立支援センター事業 ○ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ○ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ○ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ○母子父子寡婦福祉資金貸付事業
2	女性の再就職応援セミナーの開催	出産・育児や家族の介護などで離職した女性が再就職できるよう、心構えや実践的な面接対策、ビジネスマナー等、就職に役立つ内容のセミナーを開催します。

	取組の名称	取組の内容
3	若者への就職支援	いちのみや若者サポートステーションを通じ、臨床心理士等による若者就労支援プログラム事業を実施します。 また、ハローワーク一宮と連携を図り就職支援フェアを開催し、企業面接会やセミナーを実施します。
4	無料職業紹介事業	生活保護受給者と福祉総合相談室で就労支援を利用している人のうち、一般就労が困難と予測される人に就労体験実習登録事業所において職場見学・体験、就労条件・就労内容の調整や就職のあっせんを行います。
5	高齢者の就労支援・就労の場の確保	公益社団法人一宮市シルバー人材センターと連携し、高齢者向け軽作業等を行う場所や地域交流等の生きがい活動の場を提供します。
6	障害者特別雇用奨励金支給事業	市内に住民登録している、障害者手帳を有する人を雇用した事業者に対して、雇用した翌月から36か月間奨励金を支給します。
7	生活困窮者等の就労準備支援	複合的な問題を抱え、直ちに就労することが困難な生活困窮者等に対して、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を支援します。
8	生活困窮者の認定就労訓練	就労に困難を抱える生活困窮者に対して自立相談支援機関（福祉総合相談室）があっせんして、その状況に応じた就労の機会を提供するとともに、生活面や健康面での支援を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	子どものための学習・生活支援	生活困窮世帯の子どもに対し、学力向上のための学習支援を行い進路選択の幅を広げるとともに、生活上の相談に応じるなど支援者との関わりを通じ子どもたちの将来への意欲の向上を促します。 今後は、進学後の子どもに対するフォローアップ体制についても検討を進めます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 家庭や地域、職場等において個性に合わせた多様な働き方ができる環境づくりを行う。
- ハローワークや市の就労相談窓口などに積極的に参加し、自分に合った仕事を探す。

(4) 権利擁護の推進

【施策の目的】

誰もが安心して地域で生活するために理解の促進を図るとともに、成年後見制度などの権利擁護事業を利用することができるよう、権利擁護活動を展開する。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・市民一人ひとりの尊厳と権利を守るために、個々の実情に応じた支援と周囲の理解が必要になります。
- ・地域で暮らす高齢者、障害のある人、子どもに関する専門的なケアや福祉サービスのニーズと併せて、成年後見制度のニーズを把握し、より効果的な支援と成年後見制度の利用促進が図られることが重要です。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	権利擁護体制の充実	子どもや高齢者、障害のある人等の虐待予防や消費者被害などの防止に向けた啓発を行うとともに、相談・支援を行います。
2	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない人の権利を守る成年後見制度について、本人や家族、支援者などに対して制度を周知して、その利用を促進します。 また、収入や資産の条件により、申立て費用や成年後見人等への報酬の助成を行います。
3	障害についての啓発の推進	障害についての正しい理解が深まり、そして広まるよう、市民を対象とした講演会を開催します。
4	障害者虐待防止センター事業	障害のある人の権利利益を擁護するため、養護者や施設従事者等による虐待の通報・届出の受理、調査を行い、被虐待者の保護のための相談・指導・助言、養護者への支援を行います。 また、虐待の防止・早期発見を図るため、講演会や研修会などの啓発活動を行います。 さらに、高齢者虐待や児童虐待※などの複合的な課題がある事例については、それらを担当する機関と一体的に対応ができるよう協議を進めます。

	取組の名称	取組の内容
5	地域包括支援センターによる権利擁護	ケアマネジヤーや民生委員、他の関係機関と連携して、高齢者虐待や消費者被害の早期発見と防止にあたります。
6	児童虐待についての啓発の推進	市広報、ウェブサイト、ポスター掲示等、様々な媒体を利用して児童虐待、児童虐待通告先について啓発を行います。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉サービス利用支援事業	認知症高齢者や知的・精神障害者で判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理などを支援します。 関係機関との連携による役割分担や、業務の効率化により支援体制を確保し、本人の思いに寄り添った意思決定支援※を行います。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 成年後見制度など、権利擁護のしくみについて理解を深める。
- 障害のある人や高齢者などに対して、理解と支援を行う。

(5) 再犯防止の推進（一宮市再犯防止推進計画）

当該項目は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項で定められている「地方再犯防止推進計画」として位置づけられるものです。

【施策の目的】

犯罪をした者等が円滑に社会復帰できるよう支援を行い、誰一人として孤立することのない安全・安心なまちづくりを推進すべく、再犯の防止等の推進に向けて取組を進める。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく上で、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止が大きな課題となっています。
- ・犯罪をした者等の中には、高齢者や障害のある人などの福祉的な支援が必要な人や、出所時に住居や就労先がなく生活が成り立たないことから、再び犯罪に手を染めてしまう人などが多く、刑務所へ再入所した人のうち、約7割が再犯時に無職だったという状況があります。そのため、犯罪をした者等への円滑な社会復帰の促進が、再犯防止にあたって重要です。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	触法障害者支援連絡会議	触法障害者支援のネットワークづくりのため、刑務所、保護観察所、少年鑑別所、地方検察庁、地域定着支援センター、弁護士、保護司、障害者支援サービス事業所等の関係機関・団体が集まり、情報共有、事例の検討を進めます。 また、地域に根差した支援の構築をめざして、触法障害者が生活する地域の住民や企業との連携、協働の在り方を検討し、取組を進めます。
2	更生保護活動支援 (再掲)	保護司会活動をはじめ更生保護にかかる経費の補助など支援します。また、保護司の連絡調整や人材の確保など、保護司会における事務局事務を行います。
3	再犯防止・更生保護活動の広報及び啓発活動	再犯防止や更生保護活動に関する情報を「社会を明るくする運動※」などを通じて広く市民に周知します。

	取組の名称	取組の内容
4	協力雇用主への配慮	建設工事の一般競争入札総合評価落札方式の社会貢献度の評価項目として、「保護観察所に更生保護の協力雇用主として登録」を設定しており、入札参加者が協力雇用主として登録されていれば1点加点しています。
5	生活困窮者の自立相談支援（再掲）	生活困窮者が、その困窮状態から早期に脱却するため、状況に応じた包括的な相談支援を実施し、社会的・経済的な自立を図ります。 ○生活困窮者の家計改善支援 ○生活困窮者等の就労準備支援 ○生活困窮者の認定就労訓練
6	居住支援体制の整備	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、外国人、ひとり親世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方）の市営住宅や民間賃貸住宅への入居に係る情報提供、入居に関わる支援、入居後の生活相談や見守りなどの生活支援を行うための体制を整備します。
7	住居確保給付金支給事業	生活保護に至っていない生活困窮者に対して自立相談支援を実施し、離職・廃業後2年以内もしくは休業等により住宅を喪失している人、または喪失する恐れのある人に対して、賃貸住宅の家賃を支給し住宅及び就労の機会の確保に向けた支援を行います。
8	一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して、一定期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供と、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資を提供します。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 再犯防止に向けた取組に関心を持ち、保護司や関係団体等に対し、理解を深める。
- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合うことで、地域住民が立ち直ろうとする人を支え、受け入れることのできる地域づくりを進める。

(6) 重層的支援体制整備事業実施計画

当該項目は、社会福祉法第106条の5で定められている「重層的支援体制整備事業実施計画」として位置づけられるものです。本市における重層的支援体制整備事業が適切かつ効果的に実施できるよう、その体制整備を進めるとともに、提供体制に関する事項等について示すものです。

重層的支援体制整備事業は、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民やその世帯の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」「多様な社会参加に向けた支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本市では「庁内連携体制の構築等の取組」「多機関協働の取組」「アウトリーチ等を通じた継続的支援の取組」「参加支援の取組」「重層的支援会議」等を通じて、多機関連携による支援体制を構築することにより、事業の取組を展開していきます。さらに、社会福祉協議会では「対象者の属性を問わない相談支援」「多様な参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施することにより、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築する事業を展開していきます。

なお、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、地域福祉、高齢者福祉、児童福祉、障害者福祉、生活困窮者に対する福祉の各分野に関わる相談機関、資源の活用のみならず、協働の推進、居住支援、防災・防犯、交通政策、健康づくり、多文化共生、教育などの様々な分野と連携を強化します。

◆重層的支援体制整備事業の実施体制（令和6年度から全必須事業を実施予定）

①包括的相談支援事業～設置形態：基本型（既存の体制を活用）

事業	実施機関	運営形態	設置数*	担当課
地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター	委託	7	高年福祉課
障害者相談支援事業	障害者基幹相談支援センター	直営+委託	1	福祉総合相談室
	障害者相談支援センター	委託	6	
利用者支援事業	保健センター	直営	3	健康支援課 保育課
	保育課	直営	1	
生活困窮者自立支援事業※	福祉総合相談室(自立相談支援機関)	直営	1	福祉総合相談室

* 設置数は令和4年12月末現在

②地域づくり事業

事業	実施機関	運営形態	設置数*	担当課
地域介護予防活動支援事業	介護予防サポーター ふれあいクラブ	直営 認定	65(人) 3	高年福祉課
生活支援体制整備事業	社会福祉協議会	委託	1	
	地域包括支援センター おでかけ広場	委託 認定	7 89	高年福祉課
	ふれあい・いきいきサロン	認定	104	社会福祉協議会
地域活動支援センター事業	地域活動支援センター	指定	2	障害福祉課
地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター 子育てひろば	直営 委託	6 2	保育課
生活困窮者支援等のための地域づくり事業	令和6年度から実施予定			福祉総合相談室

*設置数は令和4年12月末現在

③参加支援事業

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャルワーカー	福祉総合相談室

④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
社会福祉協議会	委託	コミュニティソーシャルワーカー	福祉総合相談室

⑤多機関協働事業

実施機関	運営形態	人員配置	担当課
福祉総合相談室 社会福祉協議会	直営+委託	市:社会福祉士 社協:コミュニティソーシャルワーカー	福祉総合相談室

◆重層的支援体制整備事業の推進体制

①重層的支援会議

重層的支援会議は、重層的支援体制整備事業が適切かつ円滑に実施されるために開催するもので、福祉総合相談室と社会福祉協議会が共催で実施します。

重層的支援会議は、案件ごとに構成メンバーを決定し随時開催とします。

また、本人同意が得られない段階で支援体制の検討が必要な場合などにおいては、守秘義務を課した支援会議を実施して円滑な支援につながるよう努めます。

②重層的支援推進会議

庁内関係機関と社会福祉協議会が参加する重層的支援推進会議を年1回以上開催し、各事業の実施状況等の確認及び評価と実施方法等の見直しについて協議を行い、支援関係機関の連携を図り、円滑な事業実施に努めます。

また、社会福祉審議会に事業の実施状況の報告を行い、助言を受け、結果を公表します。

③庁内関係機関連携体制の構築

相談を受けた窓口では対応できない案件を適切な機関につなぐためのリストと相談受付シートを整備し、断らない相談支援を行うように努めます。

4. 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化（基盤づくり）

（1）情報提供の充実

【施策の目的】

地域福祉をはじめ、様々な分野に関する情報発信に取り組みつつ、情報を必要とする人へ適切なかたちで届けられるよう、情報提供の充実を進める。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・市民アンケートの結果から、6割以上の市民が日々の生活に必要な福祉の情報が得られていないということが明らかになりました。また、地区別懇談会やワークショップでも、情報発信や情報共有は課題となっており、情報提供の充実に向けた取組を進めが必要です。
- ・市民の地域課題に対する認識の向上を促すべく、一人ひとりの理解を深める情報提供を進めるとともに、その充実を図る必要があります。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	子育て支援サイト・アプリの運用	子育てに関する情報を子育て支援サイト・アプリに掲載します。 また、乳幼児の成長を記録したり、予防接種や離乳食の開始時期を知ることができる電子母子手帳機能を搭載し提供します。
2	福祉情報の発信強化	「福祉のしおり」を発行し、本市における保健・医療・福祉の各種サービスに関する情報を提供します。 また、「保健所だより」の発行により、健康診査や予防接種、各種教室・相談など健康増進に役立つ情報を提供します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	ウェブサイトや広報紙による情報発信	ウェブサイトや広報誌「いちのみやの社会福祉」の発行により、本会の事業や地域の福祉に関する情報発信を行うことで、住民の福祉への関心を高め、地域での支え合いを推進する基盤をつくります。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 必要に応じた情報収集を行うとともに、適切な拡散に努める。
- 市や地域が発信する情報に関心を持つ。

(2) 福祉サービスの推進

【施策の目的】

多様化する市民のニーズに応じた、多様な福祉サービスを提供することによって福祉の向上を図るとともに、本市に「住んで良かった」「住み続けたい」と思ってもらえるよう、福祉サービスの充実を図る。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・市民の一人ひとりが住み慣れた地域で安心して、自分らしく生活していくためには、地域で福祉サービスを必要とする人が、必要なサービスを受けることができるような体制の整備が求められます。
- ・誰もが必要なサービスを適切なかたちで受けられるよう、福祉サービスの充実を図ることが求められています。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	安心して妊娠・出産をすることができるための支援	妊娠婦の自主的な健康づくりを支援するとともに、産前・産後にかけて切れ目のない支援体制を整え、安全・安心な妊娠・出産及び乳幼児期の子育てを支援します。
2	子どもの健康づくり	一人ひとりの乳幼児の発育や発達に応じた健康づくりを支援するとともに、感染症を予防して子どもの健康を守るために、予防接種法等に基づいた予防接種を実施します。
3	乳幼児期における質の高い教育・保育の充実	子どもの成長にとって重要な乳幼児期における質の高い教育・保育の充実に向けて、幼稚園や保育園、認定こども園等における教育・保育の提供とともに、小学校就学前の子どもを育てる親が安心して仕事と子育てを両立できる環境整備を進めます。
4	地域子ども・子育て支援事業の推進	すべての子育て家庭（在宅で子育てる家庭を含む）に対して、子ども一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業、特別保育事業（病児・病後児保育）など、それぞれの状況に応じた支援を行うとともに、総合的な子育て環境の向上を実現すべく、質と量にわたる充実をめざします。

	取組の名称	取組の内容
5	子どもに向けた多様な医療費助成等	<p>義務教育終了までの児童に対して子ども医療費の助成を行うとともに、母子・父子家庭等医療費助成や障害者医療費助成を実施します。</p> <p>また、未熟児の養育にかかる医療費の一部を負担したり、小児慢性特定疾病の子どもに対して医療費の一部を負担するとともに、日常生活用具を給付します。</p>
6	心身障害児親子通園事業	就学前の心身障害児とその保護者に対し、心身障害児親子通園施設において親子通園による療育の場を提供します。
7	高齢者のいきいきとした暮らしの支援	高齢者の介護予防や生きがいづくり、地域活性化の観点から高齢者の社会参加を促進します。そのことにより高齢者が社会と関わりを持つとともに、また自身の役割を見出しながら地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、個々の能力や経験を生かして活躍できる場やレクリエーションの場を提供します。
8	あんしん介護予防事業	高齢者が要介護状態となることを防ぎ、住み慣れた地域で生活が続けられるよう、心身の状態や必要に応じた介護予防サービスを提供します。
9	介護サービスの充実	必要な介護サービスが受けられるよう、計画に位置づけた介護保険施設や介護サービス事業所の整備事業者に補助金を交付し、サービスの充実を図ります。
10	在宅福祉サービス	ひとり暮らしや寝たきりの高齢者に対して、生活支援や安否の確認、緊急時の迅速な対応を行い、高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう支援します。
11	介護給付費の適正化	介護給付について真に必要なサービスを確保するとともに、不適切なサービスが提供されていないかの検証を行い、適正化を推進するため、介護給付費通知の発送、適正化システムによる事業所への注意喚起を行います。また、住宅改修・福祉用具購入の点検時にリハビリテーション専門職が関与するしくみを設け、適正な利用を推進します。
12	養護老人ホーム・生活支援ハウス事業	<p>家庭での虐待、独居、低所得など環境上または経済上の理由により、介護保険サービス利用または居宅における養護を受けることが困難な高齢者に対し、老人福祉法に基づき、老人の施設措置援護事業を行います。</p> <p>高齢者に対して、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供することにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。</p>

	取組の名称	取組の内容
13	障害者自立支援給付事業	障害福祉サービスの支給申請に基づき、障害のある人に対して、必要な介護給付、訓練等給付を行います。
14	障害児通所給付事業	児童発達支援、放課後等デイサービスの支給申請に基づき、障害のある児童に対して、必要な障害児通所給付を行います。
15	医療的ケア児保育モデル事業	喀痰吸引や経管栄養など、医療的ケアを日常的に必要とする子どもの保育を行います。
16	地域生活支援サービス給付事業	地域生活支援サービスの支給申請に基づき、障害のある人に対して必要なサービス給付を行います。
17	高額障害福祉サービス等給付事業	同一世帯に障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合等に、世帯の負担を軽減する観点から、世帯の市民税課税状況等により定められている負担上限額まで、利用者負担額を軽減します。
18	障害のある人への在宅福祉サービス等の提供	障害のある人の日常生活の便宜及び生活の質の向上を目的とし、在宅福祉サービスを提供します。
19	障害者手当等給付事業	障害のある人の生活の安定に向けた経済的支援として、手当の給付や医療保険における自己負担額の一部を軽減します。
20	ふれあい収集事業	家庭ごみを所定の集積場所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害のある人等の世帯に対して、「声掛け」を行いながらごみを戸別に収集します。
21	社会福祉施設建設補助・共同生活援助支援事業	国庫補助の採択を受けた社会福祉施設の整備費の一部や、共同生活援助を行う事業所に対して運営費の一部を補助する事業を行い、社会資源の充実や障害のある人の生活の場等の確保を図ります。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	福祉サービスの利用に関する相談援助等	住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービス等の利用に関する相談支援や、訪問介護による身体介護や家事支援のサービスの提供に努めます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 福祉サービスの適切な利用に努める。

(3) 基盤の整備・強化

【施策の目的】

地域福祉の推進に向けて、地域で自主的に活動する団体への支援や市内事業者、商工会等と連携することにより、多くの市民や団体等の主体が地域福祉活動を実践できる基盤を整備する。また、地域の福祉課題に対して効率的かつ効果的に取組を進めるべく、社会福祉協議会等と連携しながら取組の展開を図るなど基盤強化を図ることで、より高い施策効果を発揮していく。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・地域福祉の推進とともに、地域共生社会の実現に向けては、多くの市民や団体等の主体が地域福祉活動を実践できる基盤を整備していくことが必要です。
- ・地域づくりはもとより、共助に向けた基盤づくりや障害児支援の提供体制の整備等、様々な基盤整備に取り組んでいくことが重要です。
- ・地域における福祉課題は複雑多様化しており、行政だけの取組では対応が困難となっています。そのため、行政と社会福祉協議会との連携を強化することで、より効率的に福祉課題を解決していくことが求められます。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	地域づくり協議会推進事業	地域住民による自主的で地域の実情に合った運営や地域課題の解決、豊かで住みやすい地域づくり等の推進を目的として、地域づくり協議会に対して補助金等を一括して交付します。
2	市民活動支援センター運営事業	市民活動支援センターの運営を通して、様々な分野で活躍する市民活動団体を支援するとともに、市民活動に対する市民の意識啓発を図ります。
3	生活困窮者支援等のための地域づくり事業	地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、地域住民のニーズ・生活課題の把握、住民主体の活動支援・情報発信、地域コミュニティを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携するしくみづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ります。

	取組の名称	取組の内容
4	児童発達支援センターの機能充実	障害のある子どもの実態に即した支援体制の構築に取り組むため、地域の中核的な児童発達支援センターとしての機能充実を図ります。
5	居住支援体制の整備(再掲)	住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人、外国人、ひとり親世帯など住宅の確保に特に配慮を要する方）の市営住宅や民間賃貸住宅への入居に係る情報提供、入居に関わる支援、入居後の生活相談や見守りなどの生活支援を行うための体制を整備します。

◆社会福祉協議会の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	支会活動への協力、支援	市内の23連区に地区社会福祉協議会（支会）を設置し、地域の福祉ニーズ、課題の把握に努め、地域特性を生かした地域住民主体の地域福祉活動を推進するとともに、組織強化の体制づくりについて検討します。
2	団体支援	地域で主体的に活動する児童育成連絡協議会、老人クラブ連合会、日赤一宮市地区の事務を担い、地域福祉活動の貴重な財源となる共同募金の事務局も兼務し、それぞれの団体の円滑な運営を支援します。 また、地域のボランティア団体や福祉団体の活動を支援するため、相談対応や補助金の交付、活動場所の提供等を行います。
3	市との連携強化	生活支援体制整備事業、相談支援事業、資金貸付事業、多機関協働事業などについて関係各課と連絡・調整を図りながら事業を進めます。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- 地域の実情に合った自主的な地域づくりを進めるとともに、他の地域や活動団体と協力し合うことでお互いの情報を共有し合い、よりよい地域福祉を実現する。
- 困りごとを抱えた地域住民に対して、社会福祉協議会や行政などの相談窓口へつなぐことを促すなど、地域の福祉課題の解決に向けた取組を行う。

(4) バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

【施策の目的】

多様な人が社会に参加する上での障壁（バリア）をなくし、障害の有無に関わらず、高齢になっても、どんな立場でも、安心して住み慣れた地域で生活を続けていくために、建物や交通機関などのバリアフリーとともに、ユニバーサルデザインの考え方に基づいた取組を進める。さらに、一人ひとりが多様な人のことを思いやる「心のバリアフリー」を広げるなど、ハード・ソフト両面からのバリアフリーを推進する。

【施策を取り巻く現状・課題】

- ・バリアフリーとは、生活の中で不便を感じること、様々な活動をしようとするときに障壁になっているバリアをなくす（フリーにする）ことです。障害のある人や高齢者だけでなく、あらゆる人の社会参加を困難にしているすべての分野におけるバリア（障壁）の除去をめざして、取組を進めていくことが求められています。
- ・ユニバーサルデザインとは、障害のある人や高齢者のみならず、可能な限り、すべての人を対象として想定したデザインのことで、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」ということに重きが置かれています。

【施策の推進に向けて】

◆行政の取組◆

	取組の名称	取組の内容
1	バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進	バリアフリーに関する情報のとりまとめとともに、府内の横断的な情報共有と意識醸成を行います。 また、市役所等の関連施設や公共的な施設・空間においては、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考えに基づき、誰もが利用しやすい安全・安心な環境整備を進めます。
2	建築物のバリアフリー化	愛知県の「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、住み慣れた地域の中で、生きがいや希望を持って暮らせる、人にやさしいまちづくりを推進します。
3	一宮駅周辺道路のバリアフリー整備	高齢者、障害のある人をはじめ、妊婦や子ども連れなど誰もがスムーズに移動でき、暮らしやすいまちづくりのために、主要鉄道駅周辺の多数の高齢者や障害のある人等の利用が見込まれる道路について、面的なバリアフリー化の推進を図ります。

	取組の名称	取組の内容
4	障害についての啓発の推進（再掲）	障害についての正しい理解が深まり、そして広まるよう、市民を対象とした講演会を開催します。

◆市民・地域に期待される役割や取組◆

- バリアフリー・ユニバーサルデザインに関心を持ち、図書館やインターネットで調べ、知識を深める。
- 街中で困っている人を見かけたら、声をかけるなどのサポートを行う。
- 高齢者や障害のある人の外出を促し、活気あるまちづくりを行う。



第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の理念をはじめとする計画の内容を広く市民に共有し、本市における地域福祉を推進するとともに、活動へのさらなる参画を促すため、様々な機会を捉えて計画の周知に努めます。

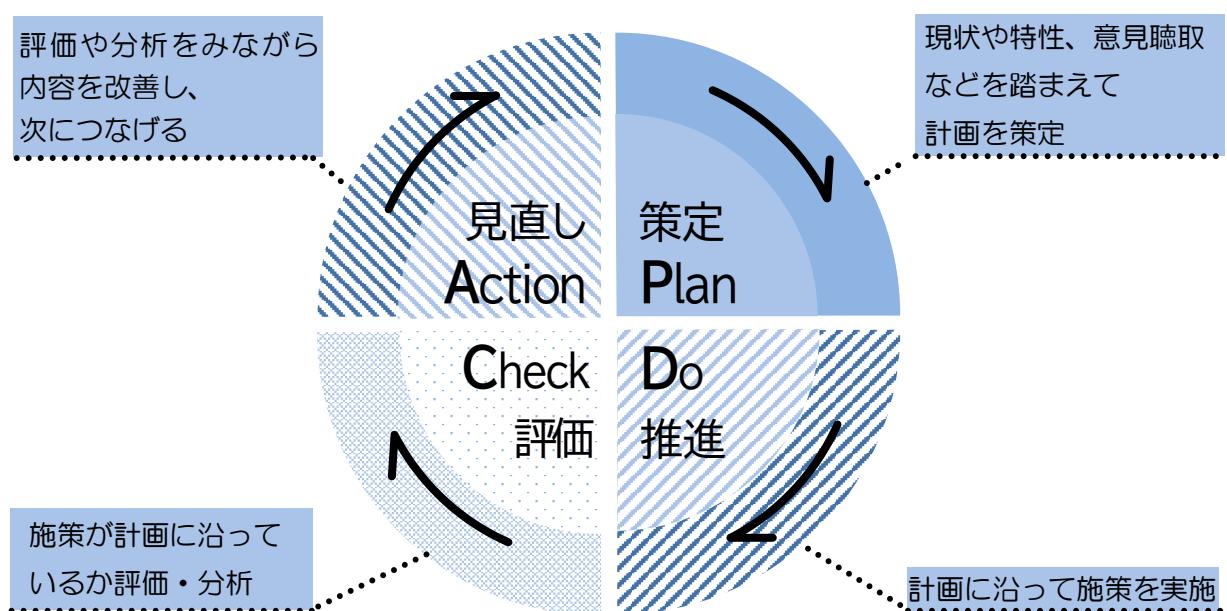
(2) 関係機関との連携強化

本計画を推進していくために、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、町内会、地域活動団体、サービス事業者、企業等との連携強化を図ります。

2. 計画の推進にあたって

(1) 計画の進捗管理・評価

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。地域福祉の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、社会福祉審議会において本計画の体系に沿ったかたちで点検・評価を行い、施策の改善につなげます。



(2) 政策目標達成のための評価指標

本計画では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたって、その進捗状況を測るための指標として KPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を次のとおり設定します。

◆基本目標1 地域を支える担い手づくりの推進（人づくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	保護司の人数/定員	116/120 (96.7%)	100%にする
2	認知症サポートー養成講座受講者数	1,517人	増加

◆基本目標2 地域福祉活動の推進（環境づくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	いきいきセンターの年間施設利用者数	114,490人	増加
2	たすけあい隊の登録人数	2,298人	増加

◆基本目標3 支援が必要な人を支える体制の整備と強化（しくみづくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	重層的支援会議の開催件数	11件*	増加
2	成年後見制度の利用者数	559人	増加

* 令和4年度新規事業のため令和4年10月末現在の件数を掲載

◆基本目標4 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化（基盤づくり）

	項目	現状値 (令和3年度)	次期計画に 向けた方向性
1	福祉のしおりの発行部数	4,000冊	増加
2	地域密着型サービス施設（事業所）数	55箇所	増加

資料編

1. 計画の策定経過

令和3年度	
8月30日	第1回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会（書面会議） <ul style="list-style-type: none">・地域福祉計画の概要等について・スケジュールについて・アンケート調査について
9月29日	令和3年度一宮市地域福祉計画推進会議（電子会議） <ul style="list-style-type: none">・計画策定の進捗状況について
9月29日～ 10月13日	アンケート調査の実施 (調査対象者：一般市民、町会長、民生委員・児童委員)
令和4年 2月8日	第2回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・アンケート調査結果について・計画書の全体像について・今後の予定について
令和4年度	
4月9日～ 5月21日	地区別懇談会の実施（市内23地区、各1回） (対象者：町会長、民生委員・児童委員、一般市民等)
6月4日～ 6月18日	ワークショップの実施（全3回） (対象者：公募による一般市民)
7月26日	第3回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・地区別懇談会、地域福祉ワークショップについて・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（骨子案）について
8月31日	令和4年度一宮市地域福祉計画推進会議 <ul style="list-style-type: none">・計画策定の進捗状況について・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について・重層的支援体制整備事業実施計画について
9月28日	第4回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・一宮市地域福祉計画推進会議について・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について
11月24日	第5回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について・パブリックコメントについて
12月15日～ 令和5年 1月16日	パブリックコメントの実施
2月20日	第6回一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none">・パブリックコメントの結果について・一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について

2. 一宮市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和45年法律第84号）第107条の規定に基づく地域福祉計画及び地域福祉活動計画並びに第106条の5に規定する重層的支援体制整備計画並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第65号）第8条に規定する再犯防止推進計画（以下「一宮市地域福祉計画」という。）を策定するため、一宮市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の事務は、一宮市地域福祉計画の策定に関し、幅広い視野と専門的な見地から意見を述べることとする。

(組織)

第3条 委員会は、18人以内の委員で構成する。

- 2 委員は、学識経験者、関係機関及び関係団体の代表、公募による市民その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。ただし、委員に欠員が生じた場合は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長1名及び副会長1名を置き、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員の出席がなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部福祉総務課で行う。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(身分)

第8条 委員の身分は、非常勤の特別職とする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って決定する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行後、初めて開催する委員会は、福祉部長が招集し、当該委員会において会長が選任されるまでの間は、福祉部長が議長を務める。

3. 一宮市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

所 属 団 体 等	役 職	氏 名	備 考
愛知県立大学教育福祉学部	教 授	松宮 朝	会 長
一宮市社会福祉協議会	事務局長	竹内 和彦	副会長
一宮市議会福祉健康委員会	委員長	井上 文男	令和4年5月22日まで
		高木 宏昌	令和4年5月23日から
愛知県一宮児童相談センター	センター長	杉本 一正	
一宮公共職業安定所	所 長	坂東 信孝	令和4年3月31日まで
		大久保 みどり	令和4年4月1日から
一宮市町会長連区代表者連絡協議会	会 長	森 重幸	
一宮市民生児童委員協議会	連絡会長	太田 一弘	
一宮市民生児童委員協議会 主任児童委員部会	部会長	小澤 悅子	令和3年11月30日まで
	副部会長	松原 朋子	令和3年12月1日から
一宮保護区保護司会	会 長	田中 一彦	
一宮市老人クラブ連合会	副会長	杉山 勝治	
一宮市ボランティアセンター 運営委員会	委員長	丹菊 佳代	
一宮市地域女性団体連絡会	会 長	尾関 勝子	
一宮市身体障害者福祉協会	会 長	松崎 俊行	
一宮市地域包括支援センターちあき	センター長	藤園 知子	
ケアマ NET 一宮	監 事	森田 友美子	令和4年6月23日まで
	事務局	岩田 進	令和4年6月24日から
公募市民		鵜飼 正信	
公募市民		杉本 尚美	

4. 一宮市地域福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和45年法律第84号）第107条の規定に基づく地域福祉計画及び地域福祉活動計画並びに第106条の5に規定する重層的支援体制整備計画並びに再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第65号）第8条に規定する再犯防止推進計画（以下「一宮市地域福祉計画」という。）を策定及び一宮市地域福祉計画を総合的かつ効果的に推進するため、一宮市地域福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は次の事務を所掌する。

- (1) 一宮市地域福祉計画の策定に関する事項の調査検討及び調整
- (2) 一宮市地域福祉計画の立案
- (3) 一宮市地域福祉計画の推進に関する事項の調査検討及び調整
- (4) 一宮市地域福祉計画における各事業の検証及び評価
- (5) その他目的達成のために必要な事項の検討

(推進会議)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は福祉部福祉総務課長、副会長は社会福祉協議会総務課長をもって充てる。
- 3 委員は別表第1に掲げる課及び室の専任課長職にある者をもって充てる。
- 4 推進会議は、会長が招集する。
- 5 会長は会務を総理する。
- 6 推進会議は、必要と認めたときは関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(策定委員会との関係)

第4条 推進会議は、一宮市地域福祉計画の策定に当たり、別に定める一宮市地域福祉計画策定委員会に意見を求めるものとする。

(庶務)

第5条 推進会議の庶務は、福祉部福祉総務課で行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総合政策部 市民協働課	子ども家庭部 子育て支援課
保健所 保健総務課	子ども家庭部 子ども家庭相談課
保健所 健康支援課	子ども家庭部 保育課
福祉部 福祉総務課	子ども家庭部 青少年課
福祉部 福祉総務課福祉総合相談室	活力創造部 産業振興課
福祉部 障害福祉課	建築部 住宅政策課
福祉部 生活福祉課	教育部 学校教育課
福祉部 高年福祉課	社会福祉協議会 総務課
福祉部 介護保険課	

5. 地域福祉を取り巻く国の動向

わが国では、平成12年に「社会福祉事業法」が「社会福祉法」に改められ、この法律の中で「地域福祉の推進」が初めて明確化されました。さらに、平成29年の社会福祉法の一部改正により、地域福祉計画が高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する各計画の上位計画として位置づけられることが定めされました。

各種の法制度が整備され、高齢者、障害のある人、子ども等を対象とする福祉サービスが充実していく一方で、従来の分野別の福祉では対応できない地域の問題や制度の狭間といわれる複雑な生活課題も顕著化するようになってきました。そこで、令和2年に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」により、複雑化・複合化した課題に対して適切な支援体制を整えることができるよう、市町村の包括的な支援体制の構築支援等が推進されています。

■国の主な動き

年	地域福祉	高齢者	障害者	子ども
H27	生活困窮者自立支援法施行 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」報告書	医療介護総合確保推進法施行		子ども・子育て支援法施行
H28 厚生労働省通知「社会福祉法人の「地域における公益的な取組」について」 「ニッポン一億総活躍プラン」閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置、地域力強化検討会設置				
H29 成年後見制度利用促進基本計画閣議決定 再犯防止推進計画閣議決定 地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正 ↓ 社会福祉法一部改正	成年後見制度利用促進基本計画閣議決定 再犯防止推進計画閣議決定			
	地域福祉計画策定ガイドライン提示			
H30	厚生労働省通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」			子ども・子育て支援法一部改正
R元	就職氷河期世代の調査の実施	認知症施策推進大綱とりまとめ		子供の貧困対策に関する大綱改定
R3	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律施行			
R4				こども家庭庁設置法等の成立

6. 用語説明

あ行

■アウトリーチ

積極的に対象者のいる場所に出向き、必要な人に必要なサービスと情報を届けること。

■意思決定支援

自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思を決定できるよう支援すること。

■SNS

「Social Networking Service」の略称で、登録した利用者同士が交流できるオンラインの会員制サービスのこと。

か行

■介護保険

40歳以上の人全員が被保険者（加入者）となり保険料を納め、介護が必要と認定されたとき、費用の一部（原則1割）を負担して介護サービスを利用する制度。

■協働

市民、市民活動団体、行政など複数の主体が役割と責任を分担し、協力・連携して同じ目的に向かって活動すること。

■ゲートキーパー

心理的・社会的問題や生活上の問題、健康上の問題を抱えている人等の自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のこと。

■権利擁護

認知症や知的障害、精神障害等により、判断能力が十分でない人が、様々な局面で不利益を被ることのないように支援すること。

また、その人の生き方を尊重し、自分の人生を歩めるようにする、という自己実現に向けた取組のこと。

■子ども家庭総合支援拠点

子育て家庭と妊産婦等を支援するため、児童相談所や子育て世代包括支援センター等、関係機関と情報共有し、実態把握や相談対応等のソーシャルワークを行う支援拠点のこと。

さ行

■支援関係機関

社会福祉法において、「地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関」と定義される。

■自主防災組織

自治会等において、地域住民によって自主的に結成された防災組織であり、災害による被害の防止・軽減のための活動を行う組織のこと。

■児童虐待

児童虐待の防止等に関する法律で、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者）による児童（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為と定義されている。

■社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

■生活困窮者自立支援事業

様々な理由により困難を抱え、生活に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対し、個々の状況に応じた支援を行い、自立促進をめざす事業。

■生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備の推進を目的とし、地域において、生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を担う人のこと。

た行

■多機関協働

重層的支援体制整備事業において、複雑化・複合化した課題については、適切に多機関協働事業につなぐことを基本としており、各種支援機関等との連携を図りながら支援を行うものとしている。

■ダブルケア

介護と育児に同時に直面すること。

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。

■地域住民等

社会福祉法において、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」と定義される。

■地域生活課題

社会福祉法において、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」と定義される。

■地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他福祉サービスを適切に利用するため、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャー等の専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成等の総合的なケアマネジメントを担う中核機関のこと。

■DV（ドメスティックバイオレンス）

配偶者や恋人等、親しい人間関係にある、またはあった者からの暴力のことをいい、DVと略される。殴る、蹴るといった身体的なものだけでなく、経済的・精神的・性的なもの等、様々な形で身近に存在する。

な行

■認知症サポーター

認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをする人のこと。自治体等が実施する認知症サポーター養成講座を受講することで認知症サポーターになることができる。

は行

■パブリックコメント

市の基本的な政策を決めるときに、市民の意見を政策形成に反映させるため、その原案を市民に公表し、それに対する意見を原案に活かせるかどうか検討するとともに、その結果と意見に対する考え方を公表する制度。

■バリアフリー

高齢者や障害のある人だけでなく、すべての人にとって日常生活の中に存在するあらゆる障壁（バリア）を除くこと。また、社会参加の障壁となる物理的な障壁だけでなく、社会的・制度的・心理的なバリアの除去の意味でも用いられている。

ま行

■民生委員・児童委員

民生委員制度は民生委員法に基づき厚生労働大臣より委嘱された者が、地域住民から社会福祉に関わる相談を受け、支援を行う制度。

民生委員は、地域住民が地域で安心して自立した生活が送れるように、地域住民と行政や社会福祉施設等をつなぐパイプ役として活動している。また、児童福祉法に基づいた児童委員も兼務している。

児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う。

や行

■ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものこと。

■ユニバーサルスポーツ

年齢や国籍、障害の有無に関わらず、皆が一緒に楽しむことができるスポーツのこと。

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

数字

■8050問題

80代の高齢の親と働いていない独身の50代の子が同居している世帯に生じる問題。

一宮市地域福祉計画・地域福祉活動計画

いつまでも ともに育む “いちのみや”
～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～

発行：一宮市／社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会

発行年月：令和5年3月

編集：一宮市 福祉部 福祉総務課

社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会

〒491-8501 愛知県一宮市本町2丁目5番6号
一宮市役所本庁舎2階

〒491-0858 愛知県一宮市栄3丁目1番2号
尾張一宮駅前ビル4階

電話：0586-28-9015

電話：0586-85-7024

ファクス：0586-73-9270

ファクス：0586-85-7025

いつまでも ともに育む “いちのみや”

～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～



一宮市地域福祉計画・
地域福祉活動計画

令和5年度～令和9年度